

兵庫地方労働審議会 第24回家内労働部会

日時：令和5年2月1日（水）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）令和4年度家内労働対策について

（2）兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃について

（3）兵庫県綿・スフ織物業最低工賃について

（4）その他

3 閉 会

資料目次

- 1 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- 2 兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等
- 3 兵庫の家内労働の概況(令和4年度家内労働概況調査結果)
- 4 令和4年度家内労働安全衛生指導員巡回指導結果
- 5 令和4年度家内労働法に係る監督指導状況
- 6 第13次、第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況
- 7 兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移
- 8 兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果報告書
- 9 播州織企業数・織機台数等の推移
- 10 兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移
- 11 兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査結果報告書
- 12 兵庫県の最低工賃
- 13 家内労働関係法規
- 14 家内労働のしおり(パンフレット)

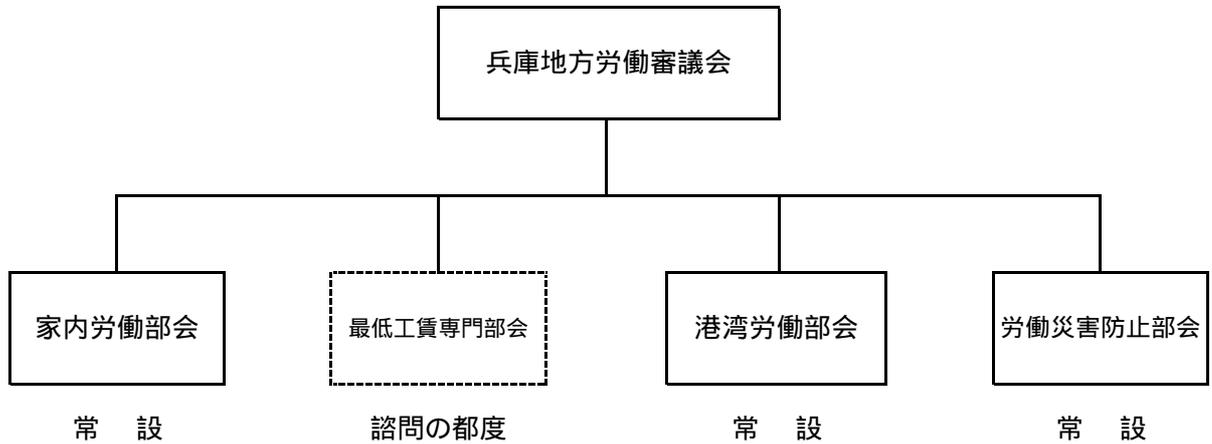
第11期 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分	委員又は臨時委員の別	氏名	現職名
公益代表	委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	臨時委員	うめの なおとし ○梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	臨時委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
家内労働者代表	委員	なかにし おりえ 中西 織絵	U Aゼンセン 兵庫県支部 主任
	臨時委員	みむら さとし 三村 敏	播州労働組合連合会 書記長
	臨時委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
委託者代表	委員	せがわ さとし 瀬川 里志	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	臨時委員	ふじしま じゅんこ 藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
	臨時委員	わしお よしまさ 鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 ワシオ株式会社 代表取締役
備考	任命期間：令和5年9月30日まで は部会長、○は部会長代理であることを表す。		

五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会 公労使 各6名 計 18名

家内労働部会	公労使	各3名	計9名	地労審令第6条・地労審規程第9条
最低工賃専門部会	公労使	各3名	計 9名	家内労働法第21条
港湾労働部会	公労使	各5名	計15名	地労審令第6条・地労審規程第9条
労働災害防止部会	公労使	各3名	計 9名	地労審令第6条・地労審規程第9条

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委 員 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会委員 ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 1 項 ）
- ・ 臨時委員 ・ ・ ・ 特別の事項を調査審議する ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 2 条第 2 項 ）
- ・ 任 命 ・ ・ ・ 兵庫労働局長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 3 条第 2 項 ）
- ・ 身 分 ・ ・ ・ 一般職の非常勤の国家公務員 ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 6 項 ）

1 家内労働部会

- 設 置 ・ 常 設 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 6 条 ・ 兵庫地方労働審議会運営規
程第 9 条第 1 項第 2 号 ）
- 委員の配置 ・ 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会長が指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 6 条第 2 項 ）
- 任 期 ・ 2 年 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 1 項 ・ 兵庫地方労働審議会
運営規程第 11 条）
- 職 務 ・ ・ ・ 家内労働法第 21 条第 1 項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事
項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する ・ ・ ・
（ 兵庫地方労働審議会運営規程第 9 条第 2 項第 2 号 ）

2 最低工賃専門部会

- 設 置 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき ・ ・ ・ （ 家内労働法
第 21 条第 1 項 ・ 地方労働審議会令第 7 条 ）
- 廃 止 ・ ・ ・ 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対
する異議申出がなかった時点 ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 7 条第 3 項 ・
兵庫地方労働審議会運営規程第 10 条第 2 項 ）
- 委員の配置 ・ ・ ・ 兵庫地方労働審議会長が、委員、臨時委員から指名する ・ ・ ・ （ 地方労働
審議会令第 7 条第 1 項 ）
- 任 期 ・ ・ ・ 調査審議が終了したとき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 地方労働審議会令第 4 条第 4 項 ）
- 職 務 ・ ・ ・ 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う ・ ・ ・ ・
（ 家内労働法第 21 条第 1 項 ）

兵庫の家内労働の概況

(令和4年度家内労働概況調査結果)

令和4年10月1日現在

兵庫労働局

兵庫の家内労働の概況(令和4年10月調査)

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な家内労働の概況調査を行っています。
令和4年に実施した調査結果から兵庫の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者数

令和4年10月1日現在、兵庫県で家内労働に従事する者の総数は3,131人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、雑貨などの製造加工等に従事している家内労働者は2,881人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は250人となっています。

なお、日本全国においては、家内労働に従事する者の総数は*100,462人(-7.4%)で、その内訳は、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者が*97,122人(-7.8%)、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は*3,340人(+3.2%)となっています。(注:*R3年の値)

(家内労働従事者数 = 家内労働者数 + 補助者数)

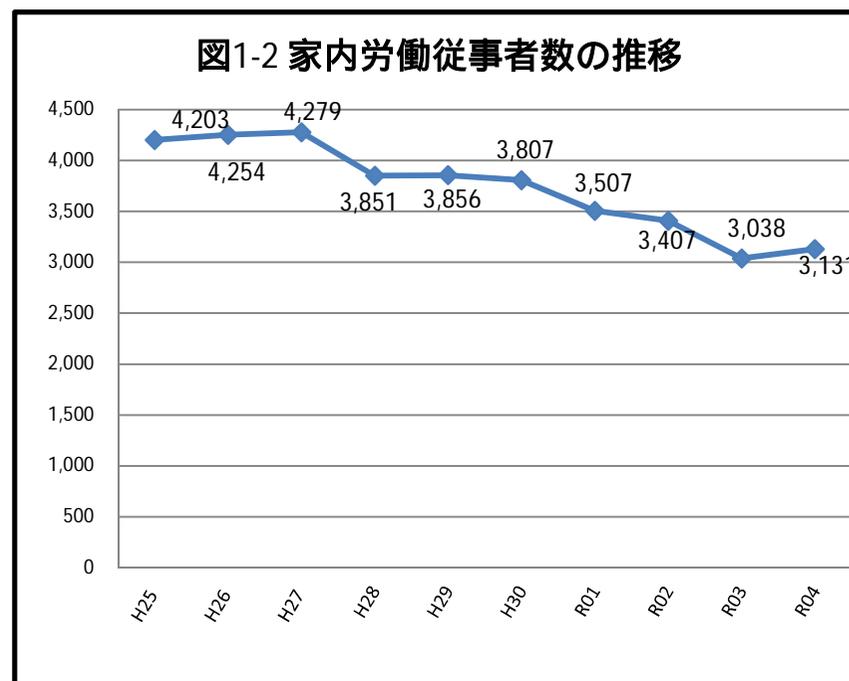
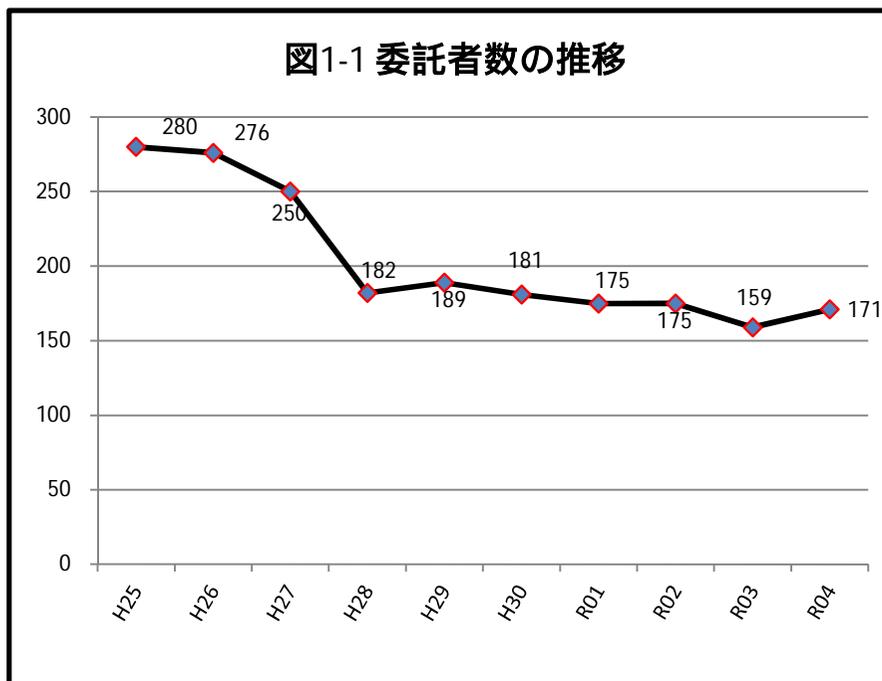
2 兵庫県の委託者数・家内労働従事数の推移

委託者数、家内労働従事者数は共に長期的に減少傾向であり、特に令和3年はコロナの影響等により激減したが、令和4年は委託者数、家内労働従事者数共にある程度回復した。しかしながら、コロナ以前の水準には戻っていない。

表1 委託者数及び家内労働従事者数の推移

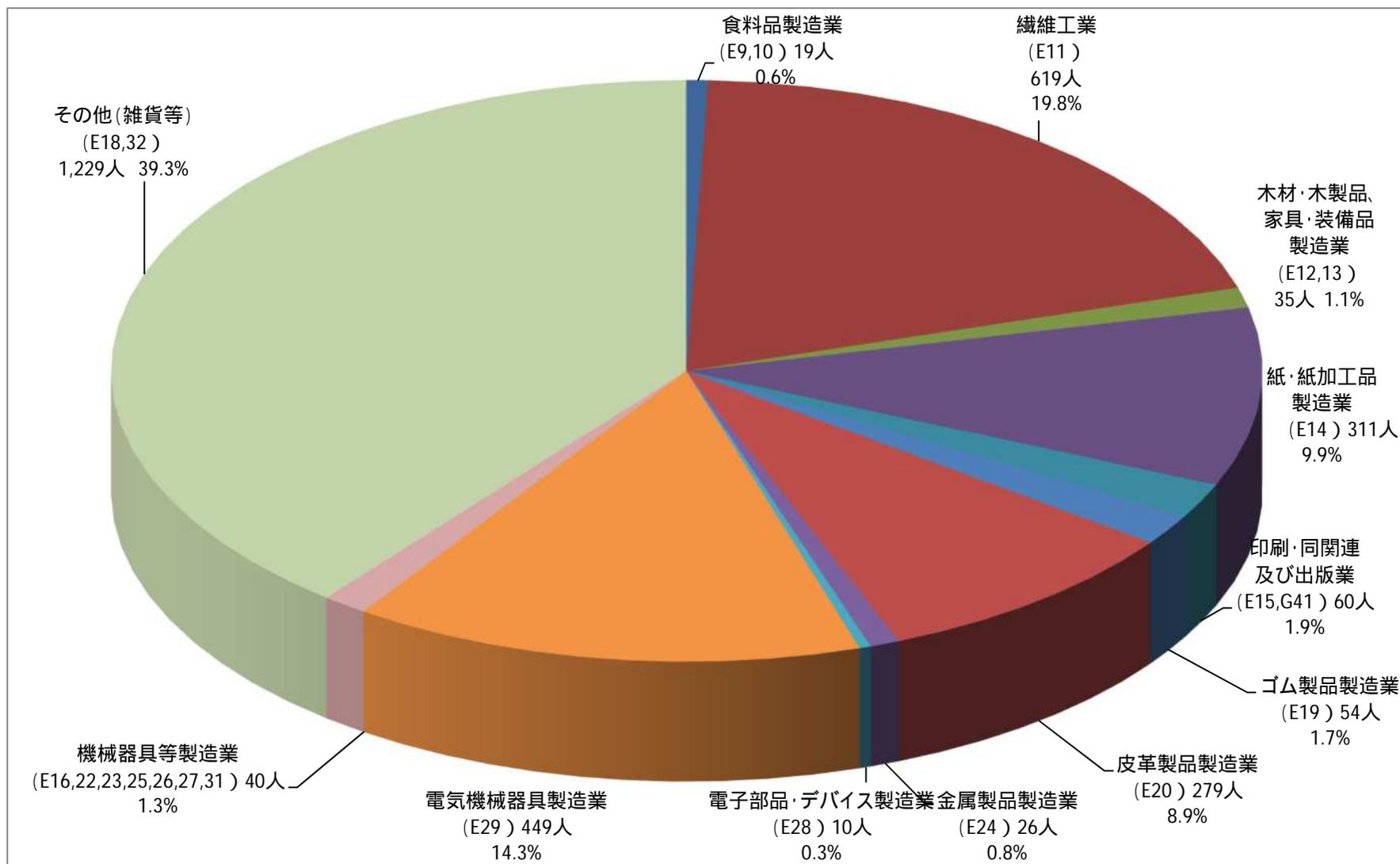
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
委託者数(人)	412	381	377	622	515	424	387	516	432	359	339	280	276	250	182	189	181	175	175	159	171
家内労働従事者数(人)	7,174	7,491	6,869	9,388	7,301	6,601	6,652	5,192	5,223	4,916	4,629	4,203	4,254	4,279	3,851	3,856	3,807	3,507	3,407	3,038	3,131
委託者増減率(%)		7.5	1.0	65.0	17.2	17.7	8.7	33.3	16.3	16.9	5.6	17.4	1.4	9.4	27.2	3.8	4.2	3.3	0.0	9.1	7.5
家内労働従事者増減率(%)		4.4	8.3	36.7	22.2	9.6	0.8	21.9	0.6	5.9	5.8	9.2	1.2	0.6	10.0	0.1	1.3	7.9	2.9	10.8	3.1

2



3 業種別家内労働従事者数

兵庫県の家内労働従事者数を業種別で見ると、釣針や線香などの「その他(雑貨等)」が39.3%と最も多く、次いで靴下、織布や、衣服の縫製などの「繊維工業」が19.8%と続き、3番目が「電気機械器具製造業」で14.3%となっています。



兵庫の家内労働の概況(委託者)

委託業務の業種別署別委託者数

(令和4年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	委託者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	1		1			1						3
E11 繊維工業	2	2	2	4	3	3	9	9	4	2	2	42
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	2				3
E14 紙・紙加工品製造業			1				3		1			5
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			1								2
E19 ゴム製品製造業		2		1			1					4
E20 皮革製品製造業				1					18	1		20
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		1					5					6
E28 電子部品・デバイス製造業				1					1			2
E29 電気機械器具製造業		2	1	12	2	1	3	2	1	5	3	32
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			1		2					1		4
E18、32 その他(雑貨)製造業	2	2		11	4	1	6	13	1	1	7	48
合計	6	9	6	31	11	6	28	26	26	10	12	171

(令和4年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(家内労働者数)

委託業務の業種別署別家内労働者数

(令和4年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)												合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	7		4			8						19
E11 繊維工業	13	38	3	68	30	48	163	139	37	8	21	568
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	33				34
E14 紙・紙加工品製造業			270				40		1			311
E15、G41 印刷・同関連業、出版業	1			59								60
E19 ゴム製品製造業		20		31			3					54
E20 皮革製品製造業				5					180	1		186
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		3					23					26
E28 電子部品・デバイス製造業				5					5			10
E29 電気機械器具製造業		72	36	110	28	87	48	10	2	29	17	439
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			7		29					4		40
E18、32 その他(雑貨)製造業	12	70		207	123	16	25	487	92	9	93	1134
合計	33	203	320	485	210	159	303	669	317	51	131	2881

(令和4年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(補助者数)

委託業務の業種別署別家内労働補助者数

(令和4年10月1日現在)

産業分類 (委託業務)	補助者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業												0
E11 繊維工業					9		1	38			3	51
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								1				1
E14 紙・紙加工品製造業												0
E15、G41 印刷・同関連業、出版業												0
E19 ゴム製品製造業												0
E20 皮革製品製造業									93			93
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業												0
E28 電子部品・デバイス製造業												0
E29 電気機械器具製造業				9			1					10
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業												0
E18、32 その他(雑貨)製造業		17			2			2	73		1	95
合計	0	17	0	9	11	0	2	41	166	0	4	250

(令和4年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況

種類別署別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

(令和4年10月1日現在)

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働者数(補助者を含む)											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	5	2										7
有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業	7								2			9
鉛又は鉛化合物を使用する作業												0
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業							2					2
動力により駆動される機械を使用する作業	13	38	3	68	39	48	164	177	37	8	24	619
木工機械を使用する作業												0
火薬類を使用する作業												0
上記 から までの作業を除く危険有害業務												0
合計	25	40	3	68	39	48	166	177	39	8	24	637

(令和4年度家内労働概況調査結果より)

家内労働者等の労働者災害補償保険の特別加入状況

(令和4年7月31日現在)

作業区分		加入団体数	特別加入者数
イ	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の業務	2	7
ロ	研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの		
ハ	有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの		
ニ	粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの		
ホ	動力により駆動される合系機、撚系機又は織機を使用して行う作業		
ヘ	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの		
合計		2	7

(令和4年度家内労働者労災保険特別加入状況調べより)

令和4年度 家内労働安全衛生指導員巡回指導結果

家内労働安全衛生指導員 1名

巡回指導結果

対象業種	巡回委託者数
繊維工業	1 (6)
木材・木製品製造業	1 (35)
印刷・同関連	1 (10)
ゴム製品製造業	1 (31)
皮革製品製造業	2 (19)
電気機械器具製造業	1 (5)
その他の製造業	4 (112)
計	11 (218)

()内は、家内労働者である。

指導内容

委託状況届 (1)

家内労働手帳 (7)

参 考

家内労働安全衛生指導員の職務

指導員は、労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、家内労働者または委託者に対して、次の指導を行う。

- 1 集団指導その他の方式により行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な啓発指導
- 2 家内労働者の作業場または委託者を巡回して行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な具体的改善方策についての指導
- 3 その他家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な労働条件の改善についての指導及び実態の把握

家内労働法に係る監督指導状況

項目 年	監督実施 事業所数	違 反 事業所数	違反率 (%)	主 な 違 反 条 文					
				第 3 条 家内労働 手 帳	第 6 条 工賃の支払	第 14 条 最低工賃	第 17 条 安全衛生	第 26 条 届 出	第 27 条 帳 簿
令和元年度	9	6	66.7	4	0	0	0	5	1
令和2年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	9	6	66.7	4	0	0	0	5	2
令和4年度 (R4.12.31時点)	4	1	25.0	0	0	0	0	1	0

(注) 1 表中の値は、定期監督(家内労働)を集計したもので、定期監督以外の監督及び家内労働以外の監督重点対象の数値は含んでいない。

2 同一事業所で複数の違反条文がある場合は、それぞれの違反件数に計上している。

第13次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
元年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	実態調査中止 (統計業務見直しのため)
元年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	実態調査中止 (統計業務見直しのため)
2年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	改正見送り
2年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	改正見送り
2年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	改正見送り
3年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	H13.6.14	改正見送り
3年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18.3.10	改正見送り

第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
4年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	
4年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	
5年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	
6年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	H13.6.14	
6年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18.3.10	

第14次最低工賃新設・改正計画

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、3年を周期とする最低工賃新設・改正計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

関係団体から、新設の要請がなされているもの

継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの

他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第14次の計画期間：令和4年度から令和6年度までの3年間

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

新 設（官報公示：昭和 48 年 8 月 20 日、効力発生日：昭和 48 年 9 月 19 日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内の家内労働者であって、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事するもの
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅 36cm のものに限る。）10,000 越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格		金 額
	1 反当りの重さ又は横糸の本数(6.06 mm間)		
正絹一越ちりめん	560 グラムもの		104 円 40 銭
正絹駒りんずちりめん	600 グラムもの	900 口	155 円 70 銭
正絹紋意匠ちりめん	650 グラムもの		193 円 80 銭
正絹平りんずちりめん			155 円 40 銭
正絹変り無地ちりめん	600 グラムもの	900 口	104 円 50 銭
正絹五枚朱子ちりめん			155 円 20 銭
正絹紋紗ちりめん	300 グラムもの	400 口	155 円 50 銭
ウールお召			185 円
正絹月華お召	22 本以上 24 本以下		210 円

(2) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる横糸の本数に応じ、織布 10,000 越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数（3.03cm 間）	金 額
帯（無地物を除く）	60 本以上 70 本以下	375 円

4. 効力発生日 昭和 48 年 9 月 19 日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第1回改正（官報公示：昭和52年2月25日、効力発生日：昭和52年3月27日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅36cmのものに限る。）10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格	金 額
正絹無地ちりめん (変り無地ちりめん及び一越ちりめんに限る)	1点680グラムもの	115円90銭
正絹駒りんずちりめん (正絹平りんずちりめんを含む)	1点680グラムもの、 ジャガード仕口900口	172円80銭
正絹五枚朱子ちりめん		172円80銭
正絹紋意匠ちりめん		215円10銭
ウール御召	ジャガード仕口400口	230円60銭
正絹御召	ジャガード仕口400口、横糸が6.6mm間に22本以上24本以下	266円

(2) 次の表の左欄に掲げる品目（無地物及び黒共帯を除く）及び中欄に掲げる規格に応じ、織布10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数（3.03cm間）	金 額
帯	横糸が3.03cm間に60本以上70本以下	507円50銭

4. 効力発生日 昭和52年3月27日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第2回 改正（官報公示：昭和56年7月27日、効力発生日：昭和56年8月26日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅36cmのものに限る。）10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格	金 額
正絹無地ちりめん (変り無地ちりめん及び一越ちりめんに限る)	1点 680 グラムもの	141 円 38 銭
正絹駒りんずちりめん (正絹平りんずちりめんを含む)	1点 680 グラムもので、かつ ジャガード仕口の数が900口のもの	220 円
正絹銀無地ちりめん		246 円 43 銭
正絹紋意匠ちりめん		259 円 32 銭
ウールお召	ジャガード仕口の数が400口のもの	280 円
正絹御召	ジャガード仕口の数が400口で、かつ、横糸が6.6mm間に22本以上24本以下のもの	327 円

- (2) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数(3.03cm間)	金 額
帯 (無地物及び黒共帯を除く)	横糸が3.03cm間に 60本以上70本以下のもの	657 円

4. 効力発生日 昭和56年8月26日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第3回 改正（官報公示：昭和61年1月23日、効力発生日：昭和61年2月22日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	155 円
	正絹紋りんずちりめん					239 円
	正絹駒りんずちりめん					239 円
	正絹銀無地ちりめん					268 円
	正絹紋意匠ちりめん					282 円
先 染	ウール着尺	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		304 円	
	正絹着尺				355 円	
	正絹コート地				331 円	
染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両四丁)	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの		743 円	
		小幅力織機 (両六丁)			817 円	

4. 効力発生日 昭和61年2月2日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第4回 改正（官報公示：平成2年6月4日、効力発生日：平成2年7月4日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	170 円
					正絹紋りんずちりめん	255 円
					正絹駒りんずちりめん	255 円
					正絹銀無地ちりめん	286 円
					正絹紋意匠ちりめん	295 円
先 染	小幅力織機 (両四丁)	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		ウール着尺	320 円
					正絹着尺	373 円
					正絹コート地	346 円
	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両六丁)	600 口	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの		820 円
		小幅力織機 (両十丁)				900 円
		小幅力織機 (両十二丁)				1,300 円
		小幅力織機 (両十二丁)				1,400 円

4. 効力発生日 平成2年7月4日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：平成5年4月23日、効力発生日：平成5年7月1日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	175 円
					正絹紋りんずちりめん	265 円
					正絹駒りんずちりめん	265 円
					正絹銀無地ちりめん	295 円
					正絹紋意匠ちりめん	305 円
先 染	小幅力織機	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの	36cm のもの	正絹着尺	385 円
					正絹コート地	360 円
	小幅力織機	600 口	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの	36cm のもの	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	895 円
					帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	985 円
帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	1,385 円	
帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	1,490 円	

4. 効力発生日 平成5年7月1日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第6回 改正（官報公示：平成10年5月19日、効力発生日：平成10年6月18日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	180 円
					正絹紋りんずちりめん	270 円
					正絹銀無地ちりめん	300 円
					正絹紋意匠ちりめん	310 円
先 染	小幅力織機 (両六丁)	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		正絹着尺	385 円
					正絹コート地	360 円
					帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両十丁)
小幅力織機 (両十二丁)	1,490 円					

4. 効力発生日 平成10年6月18日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第7回 改正（官報公示：平成 14 年 1 月 15 日、効力発生日：平成 14 年 2 月 14 日）

1．適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2．適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3．第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	184 円
					正絹紋りんずちりめん	275 円
					正絹銀無地ちりめん	305 円
					正絹紋意匠ちりめん	315 円
先		400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		正絹着尺	390 円
					正絹コート地	360 円
染	小幅力織機 (両六丁)	400 口以上	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの		帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	1,000 円
	小幅力織機 (両八丁)					1,185 円
	小幅力織機 (両十丁)	600 口以上				1,390 円
	小幅力織機 (両十二丁)					1,495 円

4．効力発生日 平成 14 年 2 月 14 日

令和4年度

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業
家内労働実態調査報告書

兵 庫 労 働 局

目 次

1	調査対象	1
2	回収状況	1
3	家内労働者の類型等	1
4	労働日数別分布状況	1
5	平均労働時間	2
6	年齢別・経験年数別家内労働者数	2
7	工賃額別家内労働者数	2
8	家内労働者の就労条件	2
9	経費平均支出額	3
10	織機使用状況	3
11	品目別工賃額等の状況	3
12	最低工賃にかかる意見	3
13	家内労働者の自由意見	3
14	別表1(年齢別・経験年数別家内労働者数)	4
15	別表2(工賃額別家内労働者数)	5
16	別表3(品目別工賃額等の状況)	6
17	別表4(品目別工賃額等の推移)	7
18	別表5(家内労働者の自由意見等)	8

参考

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査票(家内労働者用)

但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果(令和4年6月)

1 調査対象

前回(令和2年)調査時に家内労働を継続していた12名

2 回収状況

回答あり		10	
うち	家内労働あり		8
		最低工賃設定品目あり	7
		最低工賃設定品目なし	1
		対象外製品	0
家内労働者でない (自営業・廃業)		2	1品目該当7人 2品目該当0人

3 家内労働者の類型等

(1) 類型

専業	7	内職	1	副業	0	合計	8
男	5	男	0	男	0	男	5
女	2	女	1	女	0	女	3

(2) 補助者の有無

いる	3	いない	5	* 補助者は全員家内労働者の配偶者
----	---	-----	---	-------------------

4 委託先(複数回答可)

但馬地区	0	丹後地区	4	丹後以外の京都府	4	その他	0
------	---	------	---	----------	---	-----	---

5 家内労働者の令和4年6月の労働日数別分布状

日数(日)	~ 15	16 ~ 20	21 ~ 23	24 ~ 26	27 ~	計	平均労働日数
家内労働者	2	3	1	1	1	8	19.37
補助者数	0	1	2	0	0	3	21.66
計	2	4	3	1	1	11	20.00

6 家内労働者の令和4年6月の1日あたりの平均労働時間

労働時間 (時間)	～8未満	8～9未満	9～10未満	10～11未満	11～	計	平均 労働時間
家内労働者	3	1	1	2	1	8	9
補助者数	0	2	0	1	0	3	8.66
計	3	3	1	3	1	11	8.9

7 年齢階層別および経験年数階層別家内労働者数

別表 1

8 1ヵ月あたり工賃額階級別家内労働者数

別表 2

9 家内労働者の就労条件(令和4年6月の平均値)

区 分		年 齢	経験年数	1ヵ月の 労働日数	1日の 労働時間	1世帯あたりの工賃額 (円/月)	該当人数
専 業	男	76.4	54.4	20.4	10.2	160,220	5
	女	77.0	56.5	16.5	6.5	22,883	2
内 職	男						
	女	79.0	52.0	20.0	8.0	39,000	1
副 業	男						
	女						
平 均		76.8	54.6	19.3	9	113,575	8
補 助 者	男						
	女	73.3	50.6	21.6	8.6		3
	平均	73.3	50.6	21.6	5.6		3

10 1ヵ月あたりの経費平均支出額(令和4年6月分)

経費名	平均額(円)	記入人数
電気代	14,834	7
油代	1,780	5
諸工具	12,750	4
償却費	0	0
借料	0	0
その他	26,750	3

11 織機の使用状況

	自己所有		貸与		貸与料	
	小幅	広幅	小幅	広幅	無料	有料
人数	21	0	0	0		
平均台数	2.625	0	0	0		

平均稼働率	66.4%
平均購入額(1台当たり)	106万円
平均使用年数	41.625

12 品目別工賃額等の状況

別表 3、4

13 最低工賃にかかる意見(複数回答)

1 最低工賃を引き上げてほしい	5
2 最低工賃引き上げより仕事量を確保したい	0
3 最低工賃は必要である	2
4 最低工賃は必要なし	0
5 特に意見はない	0
6 その他	0
7 記入なし	3

14 家内労働者の意見等(自由意見欄)

別表 5

別表1 家内労働者調査票よりみた「年齢別」及び「経験年数別」家内労働者数

経験年数		10年未満	10年～20年未満	20～25年未満	25年～30年未満	30年～35年未満	35年～40年未満	40年～45年未満	45年～50年未満	50年以上	計
年齢											
60歳未満	男										0
	女										0
60歳以上～70歳未満	男										0
	女										0
70歳以上～80歳未満	男								1	4	5
	女									1	1
80歳以上～90歳未満	男									2	2
	女										0
90歳以上	男										0
	女										0
小計	男	0	0	0	0	0	0	0	1	6	7
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計		0	0	0	0	0	0	0	1	7	8

平均 76.87歳

別表2 家内労働者調査票よりみた
家内労働者の「類型別」及び「1か月当たり工賃額別」家内労働者数

1か月当たり 工賃額	5万円未満	5万円以上 ～ 10万円未満	10万円以上 ～ 15万円未 満	15万円以上 ～ 20万円未 満	20万円以上 ～ 25万円未 満
専業	2	1	1	1	1
内職		1			
副業					
小計	2	2	1	1	1
占める割合	25.0%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%

1か月当たり 工賃額	25万円以上 ～ 30万円未 満	30万円以上 ～ 35万円未 満	35万円以上	無回答	合計
専業	1				7
内職					1
副職					
小計	1	0	0	0	8
占める割合	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平均113,575円

別表3 家内労働者調査からみた、品目別工賃額及び所要時間等との状況

番号	品目	10,000越当りの工賃額 (単位:円)			従事者 8(人)	1時間あたり平均工賃額	現行最低工賃額
		最低	最高	平均			
1	後染 正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び 正絹一越ちりめんに限る)				0		184
2		287.6	287.6	287.6	1	81	275
3					0		305
4		264	1386.4	833.8	3	823	315
5	先染	757.5	757.5	757.5	1	300	390
6		554.3	554.3	554.3	1	218	360
7					0		1,000
8		1197.6	1437.1	1317.3	1	1021	1,185
9					0		1,390
10		未回答	未回答		1		1,495

別表4 家内労働者調査(規格該当調査票)からみた、品目別工賃額等の推移

番号	品目	平成25年11月			平成28年6月			令和2年6月			令和4年6月			現行 最低工賃額 (1万越当りの 工賃額)
		1万越当りの工賃額		従事者数	1万越当りの工賃額		従事者数	1万越当りの工賃額		従事者数	1万越当りの工賃額		従事者数	
		最低額	最高額		最低額	最高額		最低額	最高額		最低額	最高額		
1	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び 正絹一越ちりめんに限る)	回答なし	300	1	297.1	389.9	1			0			0	184
2	正絹紋りんずちりめん	発注の形態 適用 していない		(1)			0			0	287.6	287.6	1	275
3	正絹銀無地ちりめん			0			0			0			0	305
4	正絹紋意匠ちりめん	274	500	3	268.1	1,434.9	5	264.1	740.7	4	264.0	1,386.4	3	315
5	正絹着尺	回答なし	900	1	357.7	1,199.5	4	441.9	441.9	1	757.5	757.5	1	390
6	正絹コート地	回答なし	回答なし (一反2000 円@443円)	1	510.0	2,062.1	4	532.2	532.2	1	554.3	554.3	1	360
7	帯(両6丁)	回答なし	回答なし	2	846.9	1,035.1	1			0			0	1,000
8	帯(両8丁)			0			0	179.6	749.9	2	1197.6	1,437.1	1	1,185
9	帯(両10丁)	回答なし	回答なし	1	307.7	3,333.3	2	646.7	646.7	1			0	1,390
10	帯(両12丁)	1,100	1,200	2			0			0	未回答	未回答	1	1,495

別表5 家内労働者の意見等(自由意見欄より)

	意見 (性別、年齢、補助者有無、1ヶ月工賃額)
A	工賃が昔から低いので、経営が苦しい。同業者が年々廃業し、一部の方が続けている現状です。(男、82歳、有、179,640円)
B	仕事量は2年前からは戻ってきている。年齢あるので、作業量はこのままでいい。(男、74歳、無、20,000円)
C	他の家の工賃がわからない。(79歳、女、無、8500円)
D	年齢が高くなってきたので、仕事量の確保だけ。仕事ができなくなった時の保障がない。(男、74歳、有、251,460円)
E	高齢になったので何も申し上げられませんが、京都も考えて、後継者の生きる工賃にされることを願います。(79歳、女、無、39,000円)

意見番号内訳

1 最低工賃を引き上げてほしい
2 最低工賃引き上げより仕事量を確保してほしい
3 最低工賃は必要である
4 最低工賃は必要ない
5 特に意見はない
6 その他
7 記入なし

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業 家内労働実態調査票(家内労働者用) 【秘】

この調査票は、令和4年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和4年〇月〇日(〇)までに返送をお願いします。 兵庫労働局

屋号氏名	性別	男・女	年齢	才	経験年数	年
住所	〒668 - 豊岡市但東町 電話番号 (0796) -					
類型別	(1) 専業 (2) 内職 (3) 副業 (4) (年 月頃から) 仕事をしていない					

年齢は、令和4年6月1日現在の満年齢。
 経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年
 専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。
 内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計補助のため家内労働に従事する者。
 副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

類型別の(1)~(3)に つけた方は下記にお答えください。

問 1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。 問 2 仕事はどこから委託されていますか。 で囲んでください。(複数回答可)

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女	才	年
	男・女	才	年
	男・女	才	年

1	但馬地区
2	丹後地区
3	丹後以外の京都府
4	その他()

問 3 令和4年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者	補助者
令和4年6月中の作業日数	日	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和4年6月分)	計		円	

問 4 令和4年6月の織布の内訳についてお答えください。 で囲んでください。(外注は除く、複数回答可)

1	正絹無地ちりめん	5	正絹着尺
2	正絹紋りんずちりめん	6	正絹コート地
3	正絹銀無地ちりめん	7	帯
4	正絹紋意匠ちりめん	8	その他()

問 5 使用している機械の台数等を記入してください。

機械の名称		自己所有	借用
1	小幅力織機	台	台
2	広幅力織機	台	台
3	その他()	台	台
織機の平均稼働率		%	%
織機の平均購入額		万円	
織機の平均使用年数		年	

問 6 令和4年6月の1カ月間に負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。(概算でけっこうです。)

1	電気代	円	4	機械の償却費	円
2	油代	円	5	機械の借料	円
3	諸工具代	円	6	その他()	円
合 計					円

問 7 現行の最低工賃設定品目・規格に該当する織布について、令和4年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。(補助者を含む延べ数)

品 目	織機の規格		品目の規格		令和4年6月の生産数量						
	織機の種類	ジャカード 仕口数	仕上げの 重さ又は 緯(よこ)系 の本数	仕上 げ幅	6月の総 生産量 (反、本)	6月の 稼動 日数	6月の 総稼動 時間数	1点(反、本)あた りの工賃額(円)		1点(反、 本)あた りの平均 越数	
								最低	最高		
後 染	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめ ん及び正絹一越ちり めんに限る。)	小幅力織機	900口	1反が 670グラム 以上の もの	36セン チメー トルの もの						
	正絹紋りんずちりめん										
	正絹銀無地ちりめん										
	正絹紋意匠ちりめん										
先	正絹着尺	小幅力織機	400口	6.06ミメー トルの間に 緯(よこ)系 が22本以 上のもの	36セン チメー トルの もの						
	正絹コート地										
染	帯(無地物及び黒共 帯を除く。)	小幅力織機 (両六丁)	400口	3.03セン チメー トルの 間に緯 (よこ)系 が60本 以上のも の							
		小幅力織機 (両八丁)									
		小幅力織機 (両十丁)	600口								
		小幅力織機 (両十二丁)									
最低工賃が設定されていない規格 (主たる品目)											

問 8 最低工賃に対する意見を記入してください。(複数回答可)

下記の当てはまる番号を で囲んでください。

- 1 最低工賃を上げてほしい。
- 2 最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 最低工賃は必要である。
- 4 最低工賃は必要ない。
- 5 特に意見はない。
- 6 その他()

問 9 家内労働の現状(コロナウイルスの影響、仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

補足資料目次

(兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業)

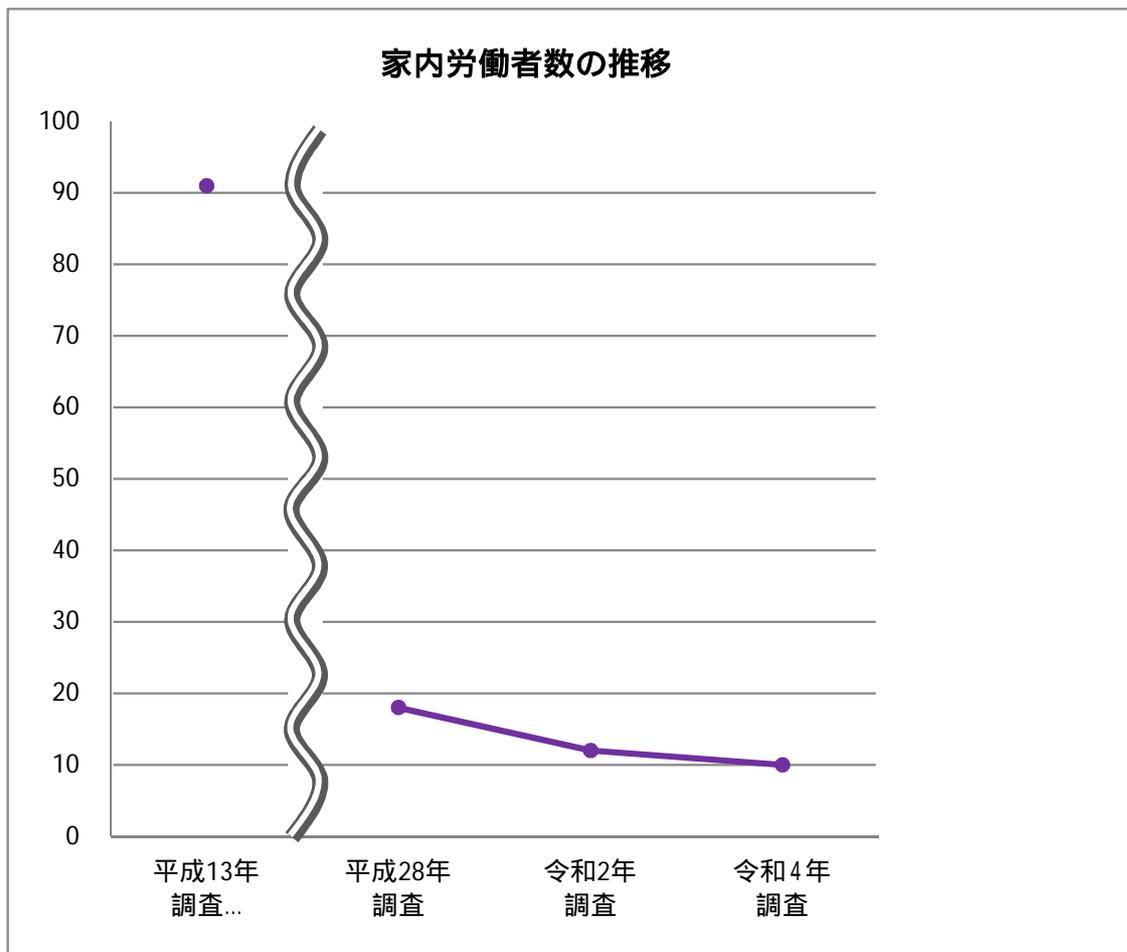
- 1 家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 3 工賃最低額の推移

1～3は、平成13年、同28年、令和2年、令和4年に実施した兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 家内労働者数の推移

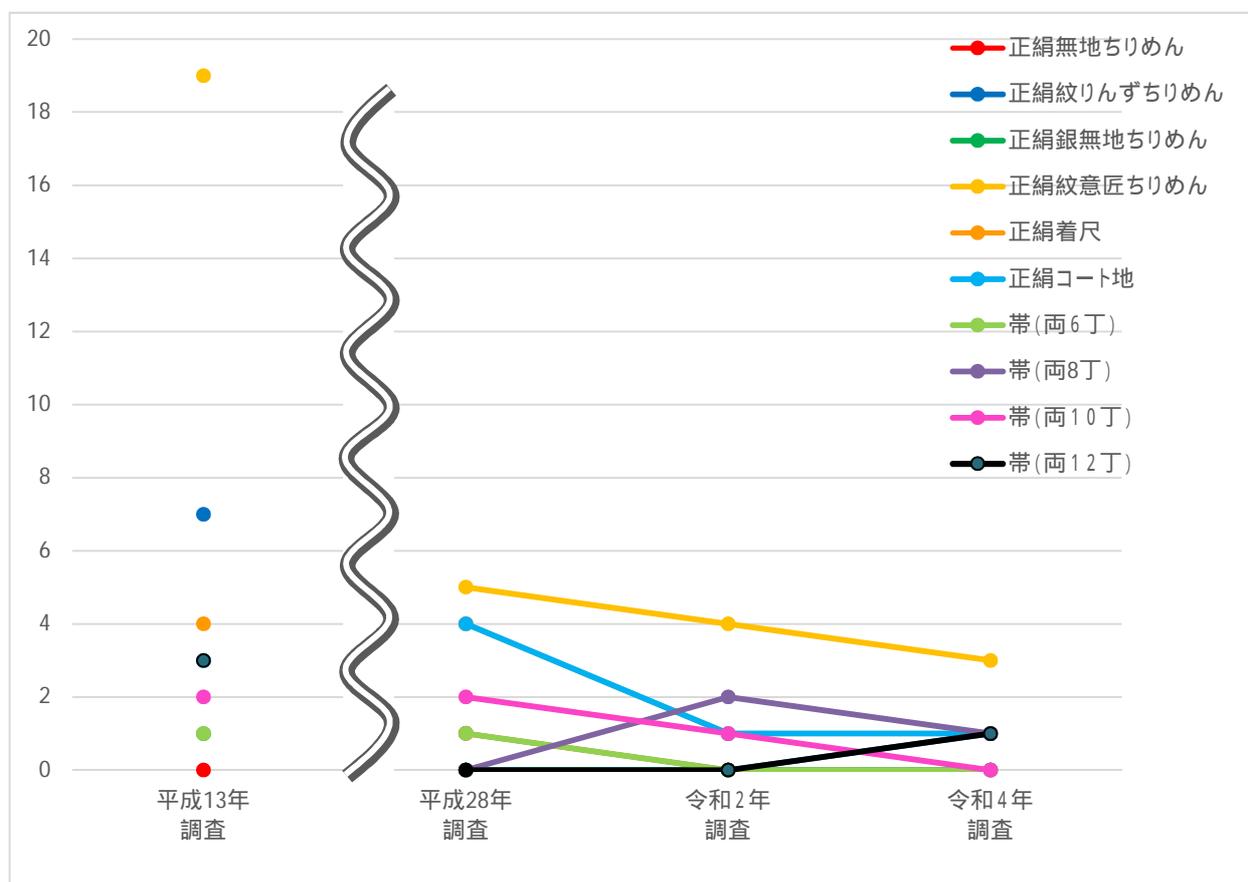
	平成13年 調査 (現在の工賃額 決定時)	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査
家内労働者数(推計値)	91	18	12	10

推計値: 発送件数 × 回収家内労働者数 / 回収調査票件数



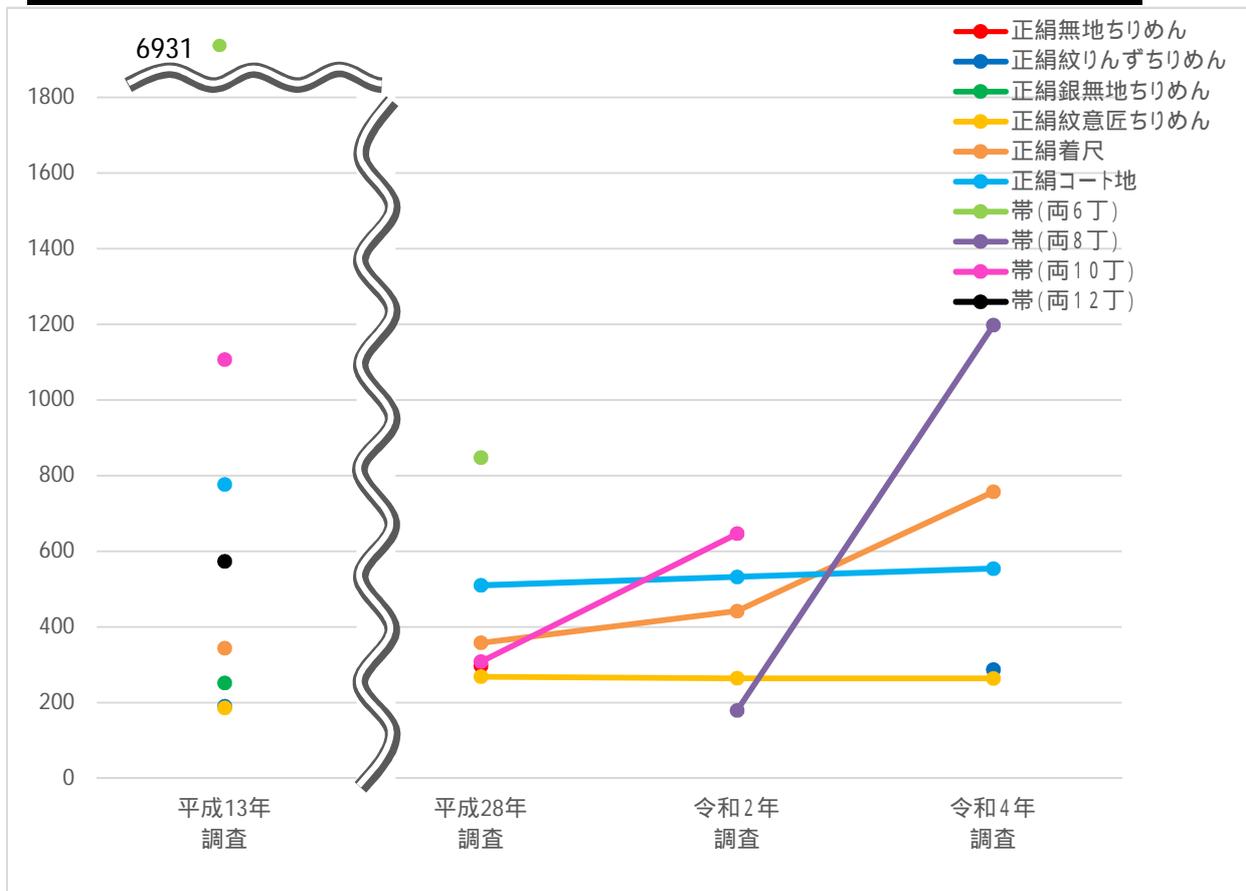
2 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	家内労働者数(人)			
	平成13年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査
正絹無地ちりめん	0	1	0	0
正絹紋りんずちりめん	7	0	0	1
正絹銀無地ちりめん	1	0	0	0
正絹紋意匠ちりめん	19	5	4	3
正絹着尺	4	4	1	1
正絹コート地	3	4	1	1
帯(両6丁)	1	1	0	0
帯(両8丁)		0	2	1
帯(両10丁)	2	2	1	0
帯(両12丁)	3	0	0	1



3 工賃の最低額の推移

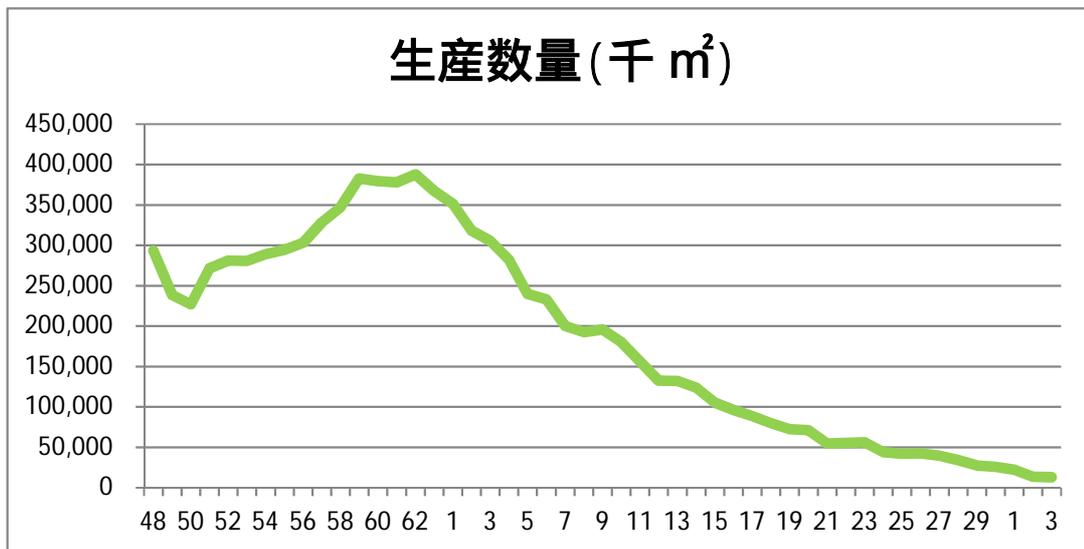
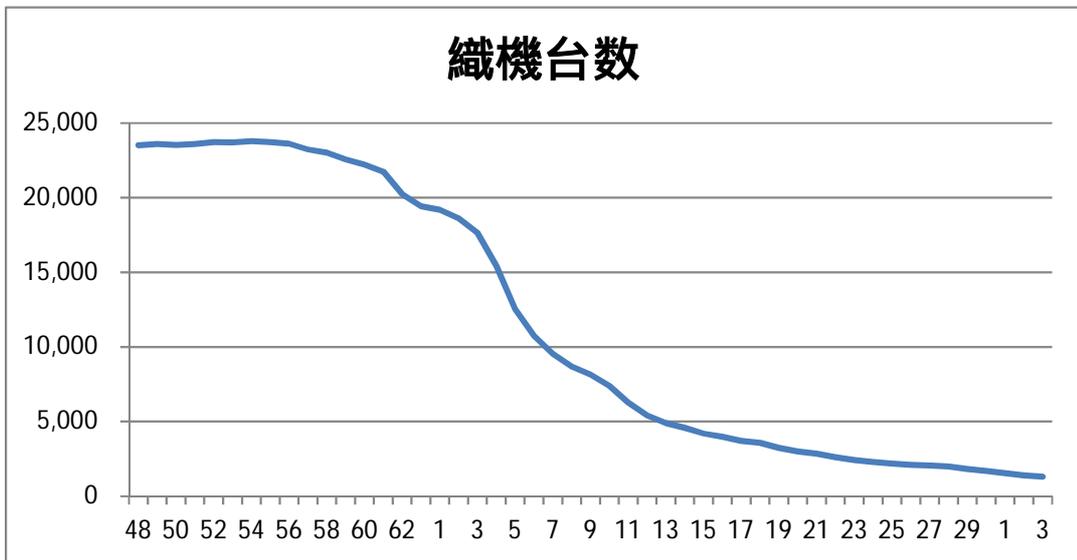
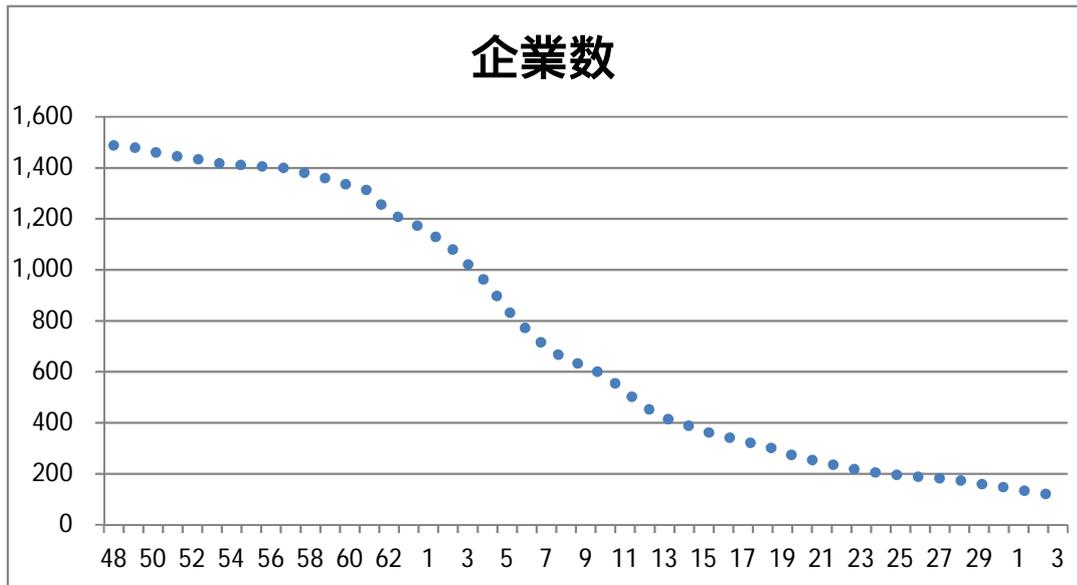
業務	1万越当りの最低額(円)			
	平成13年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査
正絹無地ちりめん		297.1		
正絹紋りんずちりめん	190			287.6
正絹銀無地ちりめん	252			
正絹紋意匠ちりめん	186	268.1	264.1	264.0
正絹着尺	344	357.7	441.9	757.5
正絹コート地	777	510	532.2	554.3
帯(両6丁)	6931	846.9		
帯(両8丁)			179.6	1197.6
帯(両10丁)	1107	308	646.7	
帯(両12丁)	573			

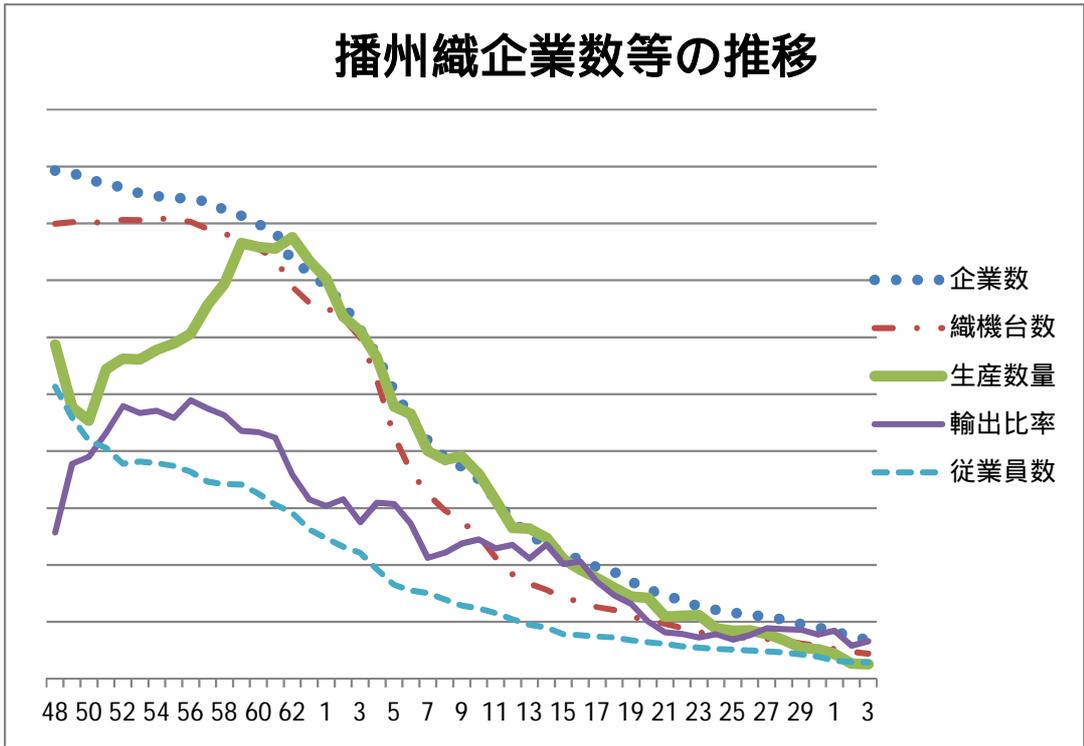
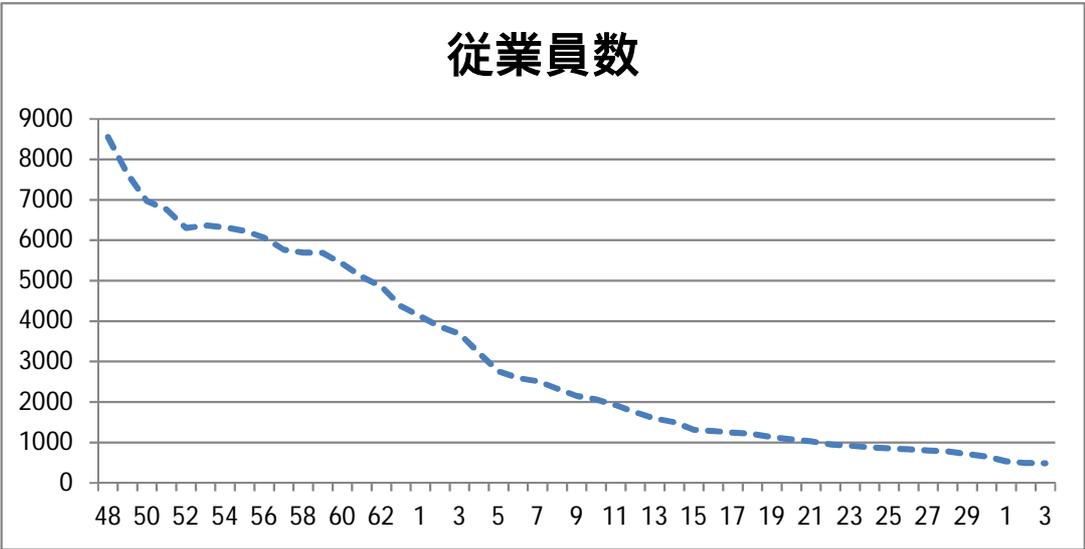
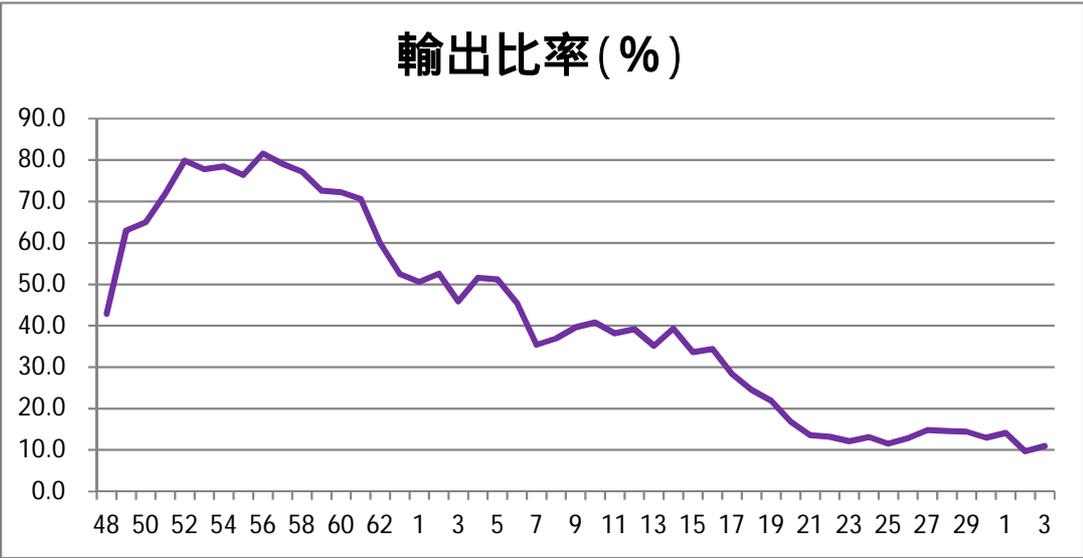


播州織企業数・織機台数等の推移

播州織工業組合

年	西暦	企業数	織機台数 (台)	生産数量 (千 m ²)	輸出比 率 (%)	従業員数		
						計	男	女
昭和 48 年	1973	1,488	23,510	293,390	42.9	8,555	2,564	5,991
49 年	1974	1,481	23,596	238,241	63.0	7,643	2,238	5,405
50 年	1975	1,463	23,541	226,849	65.0	6,967	2,585	4,382
51 年	1976	1,447	23,608	271,575	71.9	6,763	2,731	4,032
52 年	1977	1,439	23,717	281,060	79.9	6,301	2,560	3,741
53 年	1978	1,421	23,697	280,540	77.8	6,365	2,661	3,704
54 年	1979	1,413	23,793	289,082	78.5	6,318	2,615	3,703
55 年	1980	1,410	23,724	294,497	76.4	6,232	2,660	3,572
56 年	1981	1,403	23,611	303,098	81.6	6,066	2,568	3,498
57 年	1982	1,398	23,246	328,521	79.1	5,770	2,485	3,285
58 年	1983	1,373	23,024	346,999	77.2	5,698	2,484	3,214
59 年	1984	1,356	22,576	382,761	72.6	5,687	2,471	3,216
60 年	1985	1,331	22,211	379,338	72.2	5,416	2,388	3,028
61 年	1986	1,310	21,734	377,750	70.6	5,099	2,276	2,823
62 年	1987	1,220	20,245	387,769	59.8	4,862	2,236	2,626
63 年	1988	1,193	19,420	367,182	52.5	4,371	2,025	2,346
平成 1 年	1989	1,148	19,198	351,487	50.6	4,118	1,955	2,163
2 年	1990	1,097	18,608	318,172	52.6	3,867	1,828	2,039
3 年	1991	1,023	17,643	305,662	45.9	3,688	1,758	1,930
4 年	1992	947	15,428	282,060	51.6	3,207	1,565	1,642
5 年	1993	843	12,548	239,392	51.2	2,758	1,345	1,413
6 年	1994	766	10,739	232,664	45.4	2,591	1,293	1,298
7 年	1995	697	9,542	200,163	35.4	2,513	1,228	1,285
8 年	1996	648	8,698	192,394	36.9	2,328	1,135	1,193
9 年	1997	621	8,149	195,525	39.6	2,152	1,086	1,066
10 年	1998	585	7,378	180,102	40.8	2,066	1,039	1,027
11 年	1999	523	6,266	156,674	38.2	1,924	969	955
12 年	2000	462	5,414	132,638	39.2	1,746	880	866
13 年	2001	419	4,912	132,126	35.2	1,591	797	794
14 年	2002	395	4,591	123,962	39.3	1,500	757	743
15 年	2003	366	4,207	105,082	33.6	1,311	678	633
16 年	2004	349	3,976	95,962	34.4	1,281	678	603
17 年	2005	326	3,706	88,655	28.4	1,242	642	600
18 年	2006	313	3,567	80,114	24.5	1,210	653	557
19 年	2007	285	3,229	72,332	21.9	1,128	606	522
20 年	2008	261	2,994	71,262	16.8	1,073	577	496
21 年	2009	247	2,848	54,513	13.6	1,025	552	473
22 年	2010	227	2,616	55,402	13.2	950	517	433
23 年	2011	213	2,412	56,067	12.1	915	498	417
24 年	2012	202	2,286	44,106	13.1	881	482	399
25 年	2013	194	2,185	42,138	11.5	856	469	387
26 年	2014	187	2,101	42,435	12.8	828	454	374
27 年	2015	182	2,051	39,462	14.8	798	439	359
28 年	2016	174	1,991	34,224	14.6	773	427	346
29 年	2017	161	1,830	27,508	14.4	714	395	319
30 年	2018	151	1,688	25,958	13.0	652	361	291
令和 1 年	2019	137	1,544	22,029	14.1	529	292	237
2 年	2020	126	1,401	13,362	9.7	489	275	214
3 年	2021	113	1,304	12,892	11.0	483	269	214
	最高値	1,488 (S.48)	26,971 (S.42)	387,769 (S.62)		21,563 (S.36)		





兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

新 設（官報公示：昭和 50 年 4 月 24 日、効力発生日：昭 50 年 5 月 24 日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務を委託する委託者
3. 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格に応じ、1 玉（10 ポンド）につき、右欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
かせ取り	20 番手単糸	4 7 円
	30 番手単糸	5 4 円
	40 番手単糸	6 5 円
	45 番手単糸	6 8 円
かせ繰り	20 番手単糸	1 1 0 円
	30 番手単糸	1 1 5 円
	40 番手単糸	2 1 0 円
	45 番手単糸	2 3 5 円
ワインダー	20 番手単糸	1 1 0 円
	30 番手単糸	1 5 8 円
	40 番手単糸	2 0 0 円
	45 番手単糸	2 2 5 円

4. 効力発生日 昭和 50 年 5 月 24 日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第1回改正（官報公示：昭和52年6月17日、効力発生日：昭和52年7月17日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダー又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダー又は先染め織物の織布の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、原糸1玉(4,536キログラム)につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	20番手単糸	65円
	30番手単糸	72円
	40番手単糸	85円
	45番手単糸	89円
かせ繰り	20番手単糸	150円
	30番手単糸	215円
	40番手単糸	275円
	45番手単糸	295円
ワインダー	20番手単糸	175円
	30番手単糸	250円
	40番手単糸	300円
	45番手単糸	320円

(2) 先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、織布0.915メートル(1ヤール)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅	
ギンガム(2丁格子ベンケイ柄に限る。)	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	32円
	よこ糸			60本		
ドビークロス(3丁杼又は4丁杼で綜続枚数12枚で増し糸10本以内のものに限る。)	たて糸			100本		62円
	よこ糸			70本		
ジャカード(単丁杼のものに限る。)	たて糸	ポリエステル100%	75デニール	100本	121.92cm	80円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ(3丁杼又は4丁杼で、かつ、60%カラーで2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	75円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額の最低工賃には、あぜ取り(サイジング加工による場合に限る。)経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙(ギンガムは除く。)及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生の日 昭和52年7月17日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第2回改正（官報公示：昭和54年10月8日、効力発生日：昭和54年11月7日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダー又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダーまたは先染織物の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	90円
	45番手単糸	94円
かせ繰り	40番手単糸	290円
	45番手単糸	310円
ワインダー	40番手単糸	320円
	45番手単糸	340円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅	
ギンガム（2丁格子ベンケイ柄のものに限る）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	35円
	よこ糸			60本		
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で綜絢枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸			100本		67円
	よこ糸			70本		
ジャカード（単丁杼のものに限る。）	たて糸	ポリエステル100%	75デニール	100本	121.92cm	86円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	81円
	よこ糸			80本		

（備考）金額の最低工賃には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 効力発生日 昭和54年11月7日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第3回 改正（官報公示：昭和58年2月19日、効力発生日：昭和58年4月1日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り若しくはワインダーの業務又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードシャンプレーについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	110円
	45番手単糸	120円
かせ繰り	40番手単糸	360円
	45番手単糸	400円
ワインダー	40番手単糸	400円
	45番手単糸	450円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格				金 額			
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数				
ギンガム（2丁格子ベンケイ柄のものに限る）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	40円		
	よこ糸			60本				
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で、綜統枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸			100本		70本	119.38cm	71円
	よこ糸			76本				
ジャカードシャンプレー（単丁杼のものに限る。）	たて糸	ポリエステル100%	60番手単糸	100本	101.6cm	84円		
	よこ糸			76本				
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	90円		
	よこ糸			80本				

（備考）金額の最低工賃には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 昭和58年4月1日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第4回 改正（官報公示：平成3年2月20日、効力発生日：平成3年3月22日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り若しくはワインダーの業務又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードシャンプレーについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	155円
	45番手単糸	165円
かせ繰り	40番手単糸	400円
	45番手単糸	450円
ワインダー	40番手単糸	440円
	45番手単糸	495円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額	
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅		
ギンガム （2丁格子ベンケイ柄のものに限る。）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	40円	
	よこ糸			60本			
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で、綜統枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸	綿100%	40番手単糸	100本	121.92cm	75円	
	よこ糸			70本			
ジャカードシャンプレー （単丁杼のものに限る。）	たて糸			100本	119.38cm		95円
	よこ糸			76本			
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	60番手単糸	90本	101.60cm	100円		
	よこ糸		80本				

（備考）金額欄の最低工賃額には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 平成3年3月22日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：平成8年4月2日、効力発生日：平成8年5月2日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るワインダーの業務又は先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) ワインダーの業務 次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
ワインダー	40番手単糸	484円
	45番手単糸	545円

- (2) 先染め織物の織布の業務 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから 114cm	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから 114cm	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから 114cm	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから 114cm	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿100%	40番手単糸	110本	112cmから 114cm	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードシャンプレー (単丁杼のものに限る。)	たて糸	綿100%	40番手単糸	100本	112cmから 114cm	95円
	よこ糸			76本		
ドビー朱子ハンカチ(3丁杼 又は4丁杼で、100%カラーで、 かつ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	93.98cm	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額の最低工賃額は、サイジング加工による場合(ただし、ドビー朱子ハンカチについては部分整経により処理されたもの。)に限る。

あぜ取り、経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 平成8年5月2日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第6回 改正（官報公示：平成11年7月12日、効力発生日：平成11年8月11日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、 よこ糸 の 別	糸の質	糸 の 太 さ	2.54cm 間 の糸の本数	仕上げ幅	
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	5 0 番手 単糸	144 本	112cm から 114cm	40 円
	よこ糸			76 本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	120 本	112cm から 114cm	37 円
	よこ糸			70 本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	8 0 番手 双糸	160 本	112cm から 114cm	27 円
	よこ糸			62 本		
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	120 本	112cm から 114cm	65 円
	よこ糸			70 本		
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	110 本	112cm から 114cm	80 円
	よこ糸			70 本		
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	100 本	112cm から 114cm	100 円
	よこ糸			80 本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿 100%	6 0 番手 単糸	90 本	93.98cm	105 円
	よこ糸			80 本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。

あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 平成11年8月11日

令和4年度

兵庫県綿・スフ織物業
家内労働実態調査報告書

兵庫県労働局

調 査 の 概 要

1 調査目的

兵庫県綿・スフ織物業の最低工賃の実態の把握

2 調査対象期間

令和4年6月

3 調査対象

(1) 委託者調査

調査対象の選定については、播州織産元協同組合の加入事業場、及び委託状況届等（綿・スフ織物業対象）の委託者情報に基づき 12 事業場について調査を実施した。

(2) 家内労働者調査

播州織工業組合から入手した組合員名簿により判明した組合員から株式会社・有限会社を除外した 47 名と、同工業組合から入手した情報により判明した非組合員 7 名の計 54 名に対して調査を実施した。

4 調査内容

最低工賃の改正に関し、必要と思われる諸項目についての実態把握。

なお、最低工賃は1ヤール(0.915メートル)を単位として設定されているが、現在ではメートル単位で取引されていることから、平成28年度調査からメートル単位で回答を求め、調査結果では、これをヤードあたりに換算して作成している。

5 調査方法

通信調査

6 調査票の回収状況

		委託者 調査	家内労働者 調査
送付件数		12	54
回収件数		11	19
回収率		91.7%	35.2%
家内労働あり		10	16
うち	最低工賃設定品目あり	2	8
	最低工賃設定品目なし	8	8
廃業・休業		0	2
委託なし 家内労働でない		1	1
回答なし		1	35

7 調査結果の概要

委託者調査結果 3P

家内労働者調査結果 13P

調査結果の概要 その1

(委託者調査)

	頁
1-1 委託者の家内労働者数による規模別区分	4
1-2 委託者の雇用労働者数による規模別区分	4
1-3 雇用労働者(常用・パート労働者)の労働日数等	4
1-4 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金支払状況等	5
1-5 家内労働者への織機等の貸与状況	5
1-6 1か月当たり工賃額別家内労働者数	6
1-7 1か月当たり工賃額別家内労働者数(令和2年度調査との比較)	6
2-1 品目別委託状況(現行設定品目・規格)	7
2-2 品目別委託状況(現行設定品目・規格外含む)	8
3-1 最低工賃設定品目別委託状況(令和2年度調査との比較)	9
3-2 最低工賃設定品目別工賃額(令和2年度調査との比較)	10
4 最低工賃設定規格品目別の工賃最低値の分布状況	11
5 最低工賃を引き上げた場合の影響に関する委託者の意見	12
6 家内労働全般に関する委託者の意見	12

1-1 委託者の家内労働者数による規模別区分

	家内労働者数の人数区分						家内労働者の合計(人)
	1～9	10～29	30～49	50～99	100～	計	
委託者数	7	2	0	1	0	10	112

1社平均	11.2 人
------	--------

1-2 委託者の雇用労働者数による規模別区分

	雇用労働者数/パート含む(人)						雇用労働者の合計(人)
	1～9	10～29	30～49	50～99	100～	計	
委託者数	5	4	0	0	1	10	210

1社平均	21.0 人
------	--------

1-3 雇用労働者(常用・パート労働者)の労働日数等

(1) 常用労働者

常用労働者		1か月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
	平均	20.8	7.9
	最低	20	7.5
	最高	22	8

(2) パート労働者

パート労働者		1か月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
	平均	15.8	4.2
	最低	7	2
	最高	21	6

1-4 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金支払状況等

(1) 常用労働者 (該当者 2名)

常用 労働者		月額	年齢	経験年数	日額	年齢	経験年数
	平均	235,050	61	32			
	最低	221,100	60	32			
	最高	249,000	62	30			

(2) パート労働者 (該当者1名)

パート 労働者		時間額	年齢	経験年数
		930	72	50

1-5 家内労働者への織機等の貸与状況

貸与委託者数

	貸与有り		貸与無し
	有償	無償	
委託者	0	0	10

1-6 1か月当たり工賃額別家内労働者数

1か月当たりの 工賃額	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満
家内労働者数	8	14	14	6	10

1か月当たりの 工賃額	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満
家内労働者数	4	1	9	13	4

1か月当たりの 工賃額	60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 120万円未満
家内労働者数	10	1	0	3	2

1か月当たりの 工賃額	120万円以上 140万円未満	140万円以上 160万円未満	160万円以上	合 計
家内労働者数	3	2	0	104

平均

368,750

 円

1-7 1か月当たり工賃額別家内労働者数(令和2年度調査との比較)

6月の月額工賃額	家内労働者数	比 率	前回R2年調査時 の家内労働者数	前回R2年調査時 の比率
20万円未満	42	40.4%	63	48.8%
20万円以上～40万円未満	24	23.1%	29	22.5%
40万円以上～60万円未満	17	16.3%	14	10.9%
60万円以上～80万円未満	11	10.6%	7	5.4%
80万円以上～100万円未満	3	2.9%	9	7.0%
100万円以上	7	6.7%	7	5.4%
合 計	104	100.0%	129	100.0%
			R2年平均 328,682円	

(委託者調査結果)

2 - 1 品目別委託状況(現行設定品目・規格)

品目	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	委託者数	家内 労働者数	工賃額			現行 最低工賃額
							最低	最高	加重平均	
50 ポプリン (ストライプ物)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 144本	112cm から 114cm	1	4	36.6	42.1	39.3	40円
			よこ糸 76本							
ポプリン (ストライプ物)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	1	6	33.9	36.6	35.2	37円
			よこ糸 70本							
ピンポイントオックス (ストライプ物)	綿 100%	80番手 双糸	たて糸 160本	112cm から 114cm	0	0				27円
			よこ糸 62本							
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	1	8	60.4	65.9	63.1	65円
			よこ糸 70本							
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 110本	112cm から 114cm	1	10	73.2	82.4	77.8	80円
			よこ糸 70本							
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 100本	112cm から 114cm	0	0				100円
			よこ糸 80本							
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る)	綿 100%	60番手 単糸	たて糸 90本	93.98cm	1	1	109.8	109.8	109.8	105円
			よこ糸 80本							

家内労働者数を加味したもの

(委託者調査結果)

2 - 2 品目別委託状況(現行設定品目・規格外含む)

品目	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	委託者数	家内 労働者数	工賃額		
							最低	最高	加重平均
50 ポプリン (全種類)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 144本	112cm から 114cm	1	4	36.6	42.1	39.3
			よこ糸 76本						
ポプリン (全種類)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	1	6	33.9	36.6	35.2
			よこ糸 80本						
ピンポイントオックス (全種類)	綿 100%	80番手 双糸	たて糸 160本	112cm から 114cm	0	0			
			よこ糸 62本						
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	1	8	60.4	65.9	63.1
			よこ糸 80本						
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 130本	112cm から 114cm	1	10	73.2	82.4	77.8
			よこ糸 90本						

太字斜体は最低工賃設定品目と異なるところ

(委託者調査結果)

3 - 1 最低工賃設定品目別委託状況(令和2年度調査との比較)

(上段 令和4年度 / 下段 令和2年度)

品目	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	委託者数	家内労働者数	工賃額			現行最低工賃額
							最低	最高	加重平均	
50 ポプリン (ストライプ物)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 144本	112cm から	1	4	36.6	42.1	39.3	40円
			よこ糸 76本	114cm	2	6	34.8	45.8	40.9	
ポプリン (ストライプ物)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から	1	6	33.9	36.6	35.2	37円
			よこ糸 70本	114cm	2	7	29.3	34.8	32.0	
ピンポイントオックス (ストライプ物)	綿 100%	80番手 双糸	たて糸 160本	112cm から	0	0				27円
			よこ糸 62本	114cm	1	1	27.5	29.3	28.4	
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から	1	8	60.4	65.9	63.1	65円
			よこ糸 70本	114cm	1	10	59.5	64.1	61.8	
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 110本	112cm から	1	10	73.2	82.4	77.8	80円
			よこ糸 70本	114cm	1	12	64.1	73.2	68.6	
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 100本	112cm から	0	0				100円
			よこ糸 80本	114cm	2	5	109.8	137.3	123.5	
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、かつ、 2枚どりのものに限る)	綿 100%	60番手 単糸	たて糸 90本	93.98cm	1	1	109.8	109.8	109.8	105円
			よこ糸 80本		1	1	146.4	146.4	146.4	

3 - 2 最低工賃設定品目別工賃額(令和2年度調査との増減率)

品目	今回調査での 最も低い工賃額	今回調査結果 の加重平均	工賃増減率(加重平均)		2年度調査での 最も低い工賃額	2年度調査結果 の加重平均	2年度調査の工賃増減率(加重平均)		現行 最低工賃額
			対現行最低工賃	対前回調査			対現行最低工賃	対前回調査(平 成28年) (工賃額)	
50 ポプリン (ストライプ物)	36.6	39.3	-1.8%	-3.9%	34.8	40.9	2.3%	-1.9% (41.7円)	40
ポプリン (ストライプ物)	33.9	35.2	-4.9%	10.0%	29.3	32.0	-13.5%	-27.3% (44.0円)	37
ピンポイントオックス (ストライプ物)					27.5	28.4	5.2%	-13.1% (32.7円)	27
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	60.4	63.1	-2.9%	2.1%	59.5	61.8	-4.9%	-1.6% (62.8円)	65
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	73.2	77.8	-2.8%	13.4%	64.1	68.6	-14.3%	-10.3% (76.5円)	80
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)					109.8	123.5	23.5%	0.0% (123.5円)	100
ドビー朱子ハンカチ (レビア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)	109.8	109.8	4.6%	-25.0%	146.4	146.4	39.4%	-13.5% (169.3円)	105

(委託者調査結果)

4 最低工賃設定規格品目別の工賃最低値の分布状況

50ポプリン(ストライプ物) 綿100% 50番手単糸(現行最低工賃40円)

(該当委託者 1)

工賃	25円未満	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上	計
家内労働者数				4						4

ポプリン(ストライプ物) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃37円)

(該当委託者 1)

工賃	20円未満	20円以上 25円未満	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上	計
家内労働者数				6						6

ピンポイントオックス(ストライプ物) 綿100% 80番手単糸(現行最低工賃27円)

(該当委託者 0)

工賃	15円未満	15円以上 20円未満	20円以上 25円未満	25円以上 27円未満	27円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上	計
家内労働者数										0

ドビークロス(単丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃65円)

(該当委託者 1)

工賃	50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上 65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 75円未満	75円以上 80円未満	80円以上 85円未満	85円以上	計
家内労働者数				8						8

ドビークロス(多丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃80円)

(該当委託者 1)

工賃	65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 75円未満	75円以上 80円未満	80円以上 85円未満	85円以上 90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上	計
家内労働者数			10							10

ジャカードクロス(多丁罎ジャカード組織)綿100% 40番手単糸(現行最低工賃100円) (該当委託者 0)

工賃	85円未満	85円以上 90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上 105円未満	105円以上 110円未満	110円以上 115円未満	115円以上 120円未満	120円以上	計
家内労働者数										0

ドビー朱子ハンカチ 綿100% 60番手単糸(現行最低工賃105円)

(該当委託者 1)

工賃	90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上 105円未満	105円以上 110円未満	110円以上 115円未満	115円以上 120円未満	120円以上 125円未満	125円以上	計
家内労働者数					1					1

5 最低工賃を引き上げた場合の影響に関する委託者の意見

委託者の意見	
A	最低工賃に関しては該当する規格・数量もない為、最低工賃を見て値決めすることがないため、影響は全くない。
B	安い産地へと仕事は流れると思われれます。必要なものは残りますが産地の全体の数量は激減します。
C	ハンカチ専門なので該当品目が少ない。織工賃だけでなく染色・加工・材料も値上がりしている。生産品の値上げで対応している。

6 家内労働全般に関する委託者の意見

委託者の意見	
A	ウィズ・コロナで行動制限が緩和されて生産量も増えつつあるが、ここに来て昨年を割り込む数量になってしまった。電気代の高騰に見合う仕事量を確保することが急務である。
B	産地においては、織工賃についてはまだまだ安いところがあるのではと考えられます。売り先、生地用途に差があるとは思いますが、格差があり底上げがまだまだ必要と思います。産元が自分の首を絞めている状態です。織れるところが無くなって初めて気付くのかもです。
C	家内労働者は値段を発注者と協議して決め、請求書を書くよう指導してください。

調査結果の概要 その2

(家内労働者調査)

	頁
1-1 家内労働者類型別分布状況	14
1-2 家内労働者の令和4年6月の労働日数別分布状況	14
1-3 家内労働者の令和4年6月の1日当たりの平均労働時間	14
1-4 家内労働者の補助者の状況	14
1-5 材料の運搬者(複数回答)	14
2-1 家内労働者の年齢、職歴状況	15
2-2 補助者の年齢、職歴状況	16
3-1 織布の内訳(複数回答)	17
3-2 家内労働者の使用機械状況(複数回答)	17
4-1 1か月当たり工賃額別家内労働者数	18
4-2 6月度の工賃額別家内労働者・補助者数	19
4-3 家内労働者の6月度必要経費の状況	20
4-4 6月度の月額工賃と必要経費を差し引いた工賃区分分布	20
5-1 最低工賃設定品目別の工賃支払状況(委託者調査との比較)	21
5-2 最低工賃設定品目別工賃額(令和2年度調査との比較)	22
5-3 品目別委託状況(最低工賃設定品目以外も含む)	23
6 最低工賃設定品目別の使用織機	24
7 最低工賃設定品目別の工賃最低値の分布状況	25
8 最低工賃に対する家内労働者の意見(単一回答)	26
9 家内労働全般に関する家内労働者の意見	26

参考

兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査票(委託者用、家内労働者用)

1 - 1 家内労働者類型別分布状況

	家内労働者数				補助者	計
	専業	内職	副業	小計		
男	16	0	0	16	5	21
女	0	0	0	0	10	10
計	16	0	0	16	15	31

1 - 2 家内労働者の令和4年6月の労働日数別分布状況

日数	1～19	20～22	23～25	26～28	29～	合計	平均労働日数
家内労働者	4	2	4	2	1	13	19.9
補助者	1	2	4	1	0	8	22.3

1 - 3 家内労働者の令和4年6月の1日当たりの平均労働時間

労働時間(時間)	～4	5～6	7～8	9～11	12～13	14～15	16以上	計	平均
家内労働者	1	1	0	4	6	1	0	13	10.5
補助者	2	2	3	0	1	0	0	8	6.8

1 - 4 家内労働者の補助者の状況

補助者数	補助者有り								補助者無し
	1人		2人		3人		計		
家内労働者数	12		0		1		13		3
補助者の男女別	男	女	男	女	男	女	男	女	
	3	9	0	0	2	1	5	10	

1 - 5 材料の運搬者(複数回答)

家内労働者	委託者	仲介人	その他
9	9	2	0

(家内労働者調査結果)

2 - 1 家内労働者の年齢、職歴状況

		～10年未満	10年以上 ～20年未満	20年以上 ～30年未満	30年以上 ～40年未満	40年以上 ～50年未満	50年以上	計	比率	
40歳未満	男							0	0	
	女							0		
40歳以上～ 50歳未満	男							0	0.0%	
	女							0		
50歳以上～ 60歳未満	男				1			1	6.3%	
	女							0		
60歳以上～ 70歳未満	男					5		5	31.3%	
	女							0		
70歳以上～ 80歳未満	男				1	1	4	6	37.5%	
	女							0		
80歳以上～	男						4	4	25.0%	
	女							0		
計	男	0	0	0	2	6	8	16	100.0%	
比率	男	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	100.0%	平均年齢	73.1歳
	女	0	0	0	0	0	0	0	平均経 験年数	51.5年

2 - 2 補助者の年齢、職歴状況

		～10年未満	10年以上 ～20年未満	20年以上 ～30年未満	30年以上 ～40年未満	40年以上 ～50年未満	50年以上	男女別計	比率	男女計	比率
30歳未満	男							0	0.0%	0	0.0%
	女							0	0.0%		
30歳以上～ 40歳未満	男							0	0.0%	0	0.0%
	女							0	0.0%		
40歳以上～ 50歳未満	男		2					2	40.0%	2	13.3%
	女							0	0.0%		
50歳以上～ 60歳未満	男							0	0.0%	1	6.7%
	女		1					1	10.0%		
60歳以上～ 70歳未満	男				1			1	20.0%	6	40.0%
	女				2	3		5	50.0%		
70歳以上～ 80歳未満	男					1		1	20.0%	5	33.3%
	女				1	3		4	40.0%		
80歳以上～	男						1	1	20.0%	1	6.7%
	女							0	0.0%		
男女別計 (比率)	男	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	5 100.0%	100.0%	平均 年齢	平均経 験年数
	女	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	3 30.0%	6 60.0%	0 0.0%	10 100.0%	100.0%		
男女合計 比率	総計	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%	4 26.7%	7 46.7%	1 6.7%	15 100.0%		男 61.4	35.4
										女 67.0	37.5
										計 65.1	36.8

3 - 1 織布の内訳(複数回答)

織布の内訳	ポプリン	ピンポイント オックス	ドビークロス	ジャカード クロス	ドビー朱子	その他
家内労働者数(人)	8	1	7	2	0	1

3 - 2 家内労働者の使用機械状況(複数回答)

機 械 名		ワインダー	普通織機	レピア	エアージェット	その他
家内労働者数(人)		15	2	15	3	1
総 使 用 台 数 (台)	自己所有	35	11	100	22	4
	借 用	0	0	0	0	0
	計	35	11	100	22	4
平均台数 (台)		2.2	0.7	6.3	1.4	0.3

総使用台数を家内労働者総数16人で除したもの

織機の平均稼働率	38.2%
織機の平均購入額 (1台当たり)	395.2万円
織機の平均使用年数	30.9年

4 - 1 1か月当たり工賃額別家内労働者数

1か月当たりの 工賃額	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満
家内労働者数		2		1	

1か月当たりの 工賃額	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満
家内労働者数	1	1			1

1か月当たりの 工賃額	60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 120万円未満
家内労働者数	2		1	1	

1か月当たりの 工賃額	120万円以上 140万円未満	140万円以上 160万円未満	160万円以上	合計
家内労働者数				10

6月の月額工賃額	家内労働者数	比率
20万円未満	3	30.0%
20万円以上～40万円未満	2	20.0%
40万円以上～60万円未満	1	10.0%
60万円以上～80万円未満	2	20.0%
80万円以上～100万円未満	2	20.0%
100万円以上	0	0.0%
合 計	10	100.0%

家内労働者数合計(人)	10
平均工賃額(円)	440,800

4 - 2 6月度の工賃額別家内労働者・補助者数

月額工賃区分	令和4年6月	家内労働者			補助者			家内労働者1人 当たりでみた 平均時間単価
	月額工賃の 平均金額	家内 労働者数	6月の平均 労働日数	1日の平均 労働時間	補助者数	6月の平均 労働日数	1日の平均 労働時間	
5万未満								
5万以上-10万未満	70,750	2	7.0	12.5	2	5.0	2.0	808.6
10万以上-15万未満								
15万以上-20万未満	150,000	1	20.0	5.0	1	20.0	5.0	1,500.0
20万以上-25万未満								
25万以上-30万未満	258,500	1	10.0	9.0				2,872.2
30万以上-35万未満	300,000	1	20.0	12.0				1,250.0
35万以上-40万未満								
40万以上-50万未満								
50万以上-60万未満	550,000	1	27.0	13.0	1	25.0	5.0	1,567.0
60万以上-70万未満	629,000	2	23.5	11.0	2	23.5	6.0	2,433.3
70万以上-80万未満								
80万以上-90万未満	800,000	1	26.0	12.0	1	26.0	12.0	2,564.1
90万以上-100万未満	950,000	1	24.0	12.0	1	20.0	8.0	3,298.6
100万以上								
平均(加重)	440,800		19.9	10.5		22.3	6.8	2,109.6
	合計	10			8			

4 - 3 家内労働者の6月度必要経費の状況

必要経費	記入者の平均額	家内労働者全体平均	記入人数
電気代	114,727	78,875	11
油代	11,500	7,188	10
諸工具	39,167	14,688	6
機械の償却費	0	0	0
機械の借料	0	0	0
その他	150,000	9,375	1
合計	315,394	110,126	実人数 計16

4 - 4 6月度の月額工賃と必要経費を差し引いた工賃区分分布

月額工賃区分	令和4年6月の 月額工賃平均額	家内労働者数	
		月額工賃区分 に該当する 家内労働者数	月額工賃から必要経 費を引いた工賃額区分 での家内労働者数
5万未満			1
5万以上-10万未満	70,750	2	1
10万以上-15万未満			1
15万以上-20万未満	150,000	1	
20万以上-25万未満			1
25万以上-30万未満	258,500	1	1
30万以上-35万未満	300,000	1	1
35万以上-40万未満			1
40万以上-50万未満			2
50万以上-60万未満	550,000	1	
60万以上-70万未満	629,000	2	1
70万以上-80万未満			
80万以上-90万未満	800,000	1	
90万以上-100万未満	950,000	1	
100万以上			
平均(加重)	440,800円		293,800円
		合計 10人	

(家内労働者調査結果)

5 - 1 最低工賃設定品目別の工賃支払状況(委託者調査との比較)

品目	規 格					家内労働者数 上段:委託者調査 下段:家内労働者調査	工賃額 (上段:委託者調査、下段:家内労働者調査)			現行 最低工賃
	たて糸、 よこ糸 の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ幅		最 低	最 高	加重平均	
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	50番手 単糸	144本	112cm から	4	36.6	42.1	39.3	40円
	よこ糸			76本	114cm	3	36.6	73.2	56.4	
ポ プ リ ン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	6	33.9	36.6	35.2	37円
	よこ糸			70本	114cm	4	29.3	59.5	43.9	
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	80番手 双糸	160本	112cm から	0	-	-	-	27円
	よこ糸			62本	114cm	1	32.0	32.0	32.0	
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	8	60.4	65.9	63.1	65円
	よこ糸			70本	114cm	2	45.8	91.5	68.6	
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	110本	112cm から	10	73.2	82.4	77.8	80円
	よこ糸			70本	114cm	3	51.2	100.7	72.3	
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	100本	112cm から	0	-	-	-	100円
	よこ糸			80本	114cm	0	-	-	-	
ドビー朱子ハンカチ (レビア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)	たて糸	綿 100%	60番手 単糸	90本	93.98cm	1	109.8	109.8	109.8	105円
	よこ糸			80本		0	-	-	-	

(家内労働者調査結果)

5 - 2 最低工賃設定品目別工賃額(令和2年調査との比較)

(上段 令和4年 / 下段 令和2年)

品目	規 格					家内労働者数	工 賃 額			現行 最低工賃
	たて糸、 よこ糸 の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ幅		最 低	最 高	加重平均	
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	50番手 単糸	144本	112cm から	3	36.6	73.2	56.4	40円
	よこ糸			76本	114cm	0	-	-	-	
ポ プ リ ン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	4	29.3	59.5	43.9	37円
	よこ糸			70本	114cm	1	36.6	36.6	36.6	
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	80番手 双糸	160本	112cm から	1	32.0	32.0	32.0	27円
	よこ糸			62本	114cm	0	-	-	-	
ド ビ ー ク ロ ス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	2	45.8	91.5	68.6	65円
	よこ糸			70本	114cm	1	64.1	82.4	73.2	
ド ビ ー ク ロ ス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	110本	112cm から	3	51.2	100.7	72.3	80円
	よこ糸			70本	114cm	1	73.2	100.7	86.9	
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	100本	112cm から	0	-	-	-	100円
	よこ糸			80本	114cm	0	-	-	-	
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)	たて糸	綿 100%	60番手 単糸	90本	93.98c m	0	-	-	-	105円
	よこ糸			80本		0	-	-	-	

(家内労働者調査結果)

5 - 3 品目別委託状況(最低工賃設定品目以外も含む)

品目	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	家内労働者数 上段:委託者調査 下段:家内労働者調査	工賃額 (上段:委託者調査、下段:家内労働者調査)			現行最低工賃
						最低	最高	加重平均	
50 ポプリン (全種類)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 144本	112cm から 114cm	4	36.6	42.1	39.3	40円
			よこ糸 76本		4	36.6	73.2	51.5	
ポプリン (全種類)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	6	33.9	36.6	35.2	37円
			よこ糸 80本		4	29.3	59.5	43.9	
ピンポイントオックス (全種類)	綿 100%	80番手 双糸	たて糸 160本	112cm から 114cm	0	-	-	-	27円
			よこ糸 62本		2	32.0	36.6	34.3	
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から 114cm	8	60.4	65.9	63.1	65円
			よこ糸 80本		4	45.8	100.7	73.8	
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 130本	112cm から 114cm	10	73.2	82.4	77.8	80円
			よこ糸 90本		1	73.2	128.1	100.7	

太字斜体は最低工賃設定品目と異なるところ

(家内労働者調査結果)

6 最低工賃設定品目別の使用織機

品目	家内労働者数	工賃額			家内労働者の平均使用織機				使用織機 台数計 / 1日
		最低	最高	加重平均		普通	レピア	エアジェット	生産量計
50 ポプリン (ストライプ物)	3	36.6	73.2	56.4	使用織機 台数 / 1日		0.7	1.3	2.0
					生産量 (ヤ-ル) / 1月		728.6	2185.8	2914.4
ポプリン (ストライプ物)	4	29.3	59.5	43.9	使用織機 台数 / 1日		3.5	2.0	5.5
					生産量 (ヤ-ル) / 1月		847.0	4918.0	5765.0
ピンポイントオックス (ストライプ物)	1	32.0	32.0	32.0	使用織機 台数 / 1日		0.0	1.0	1.0
					生産量 (ヤ-ル) / 1月		0.0	3278.7	3278.7
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	2	45.8	91.5	68.6	使用織機 台数 / 1日		1.5	0.0	1.5
					生産量 (ヤ-ル) / 1月		2459.0	0.0	2459.0
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	3	51.2	100.7	72.3	使用織機 台数 / 1日		1.7	0.0	1.7
					生産量 (ヤ-ル) / 1月		3460.8	0.0	3460.8
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)	0	-	-	-	使用織機 台数 / 1日				0.0
					生産量 (ヤ-ル) / 1月				0.0
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)	0	-	-	-	使用織機 台数 / 1日				0.0
					生産量 (ヤ-ル) / 1月				0.0

7 最低工賃設定品目別の工賃最低値の分布状況

50ポプリン(ストライプ物) 綿100% 50番手単糸(現行最低工賃40円)

	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	計
家内労働者数			1			1			1	3

ポプリン(ストライプ物) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃37円)

	20円以上 30円未満	30円以上 34円未満	34円以上 36円未満	36円以上 37円未満	37円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	計
家内労働者数	1			1			1		1	4

ピンポイントオックス(ストライプ物) 綿100% 80番手単糸(現行最低工賃27円)

	18円以上 20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	計
家内労働者数						1				1

ドビークロス(単丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃65円)

	45円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 62円未満	62円以上 64円未満	64円以上 65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	計
家内労働者数	1									1

ドビークロス(多丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃80円)

	20円以上 30円未満	30円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	計
家内労働者数				1		1				2

ジャカードクロス(多丁罎ジャカード組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃100円)

	35円以上 50円未満	50円以上 65円未満	65円以上 80円未満	80円以上 95円未満	95円以上 110円未満	110円以上 125円未満	125円以上 140円未満	140円以上 155円未満	155円以上 170円未満	計
家内労働者数										0

ドビー朱子ハンカチ 綿100% 60番手単糸(現行最低工賃105円)

	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	110円以上 120円未満	120円以上 130円未満	130円以上 140円未満	140円以上 150円未満	計
家内労働者数										0

8 最低工賃に対する家内労働者の意見（単一回答）

意見番号	内 容	人数	割合
	最低工賃を引き上げてほしい。	3	18.8%
	最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。	7	43.8%
	特に意見はない。	1	6.3%
	その他	0	0.0%
	記入なし	5	31.3%
	計	16	100.0%

9 家内労働全般に関する家内労働者の意見

家内労働者の意見	
A	コロナの影響で仕事量とか分かりません。
B	仕事量は毎年減っている。減っているのに工賃は上がらない。
C	最低1m60円以上で決定していただかなければ、電気料金の支払いができない。(品目ドピークロス)
D	調査してもらっても我々個人事業者には何の助けにもなりません。助けて下さい。個人事業者を見下さないで下さい。来年から調査を御辞退致します。
E	当家は先発見本製造で、見本巻15ヤードから100ヤードまた基本で指図1本につき4万から5万の基本料金ですので調査内容に参考にはなりません。見本反で販売が決まります。件数が多いほど良い。
F	仕事量の激減による減収、そして諸費用の値上げによって益々の減収となっています。かなり厳しい状態です。
G	以前と比べ仕事量は減ってきていますが、高齢のため、現在の量でいいです。ですので、仕事量を増やすより単価を上げてほしいです。最低工賃が上がると、現在の工賃単価も上がると思います。
H	年寄りがボケ予防のためにしている慣れた仕事ですので、何も言うことはありません！！

問 5 貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容を、令和4年6月の状況で記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。
 サイジング加工による場合に限りです。
 ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に
 対する工賃を含みます。

品目	規格					令和4年6月の生産数量			1メートル当りの ネット・ネット工賃 (円)		家内労働者数
	経糸 緯糸の別	糸の 質	糸の太 さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ 幅	6月の総 生産数量 (メートル)	織機別6月生産量 内訳(メートル)		最低	最高	
50ポプリン (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	50番手 単糸	144本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			76本			レピア	メートル			
ポプリン (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	メートル			
ピンポイントオックス (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	80番手 双糸	160本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			62本			レピア	メートル			
ドビークロス (単丁紬ドビー組 織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	メートル			
ドビークロス (多丁紬ドビー組 織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	110本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	メートル			
ジャカードクロス (多丁紬ジャカー ード組織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	100本	112cm から 114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	メートル			
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセン トカラーで、かつ、2枚ど りのものに限る。)	経糸	綿 100 %	60番手 単糸	90本	93.98c m	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	メートル			
							エア ジェット	メートル			

品目・規格に該当している場合のみ記入してください。(品目は該当しているが、規格は該当していない
 場合等は記入しないでください。)

問6 下記品目・規格について貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容を令和4年6月の状況で記入してください。

なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。

サイジング加工による場合に限りです。

ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品目	規格					令和4年6月の生産数量			1メートル当りのネット・ネット工賃(円)		家内労働者数
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(メートル)	織機別6月生産量内訳(メートル)		最低	最高	
50ポプリン (全種類)	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			76本			レピア	メートル			
					エアジェット		メートル				
ポプリン (全種類)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	メートル			
					エアジェット		メートル				
ピンポイントオックス (全種類)	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			62本			レピア	メートル			
					エアジェット		メートル				
ドビークロス (ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	メートル			
					エアジェット		メートル				
ドビークロス (ドビー組織)	経糸	綿100%	50番手単糸	130本	112cmから114cm	メートル	普通	メートル	円	円	人
	緯糸			90本			レピア	メートル			
					エアジェット		メートル				

問5の現行最低工賃設定品目・規格と違う箇所は 太字 となっております。

問7 現行の最低工賃は、平成11年に改定されて以来20余年が経過していますが、この最低工賃が引き上げられた場合どんな影響があると思われますか。

問8 家内労働の現状(コロナウイルスの影響、仕事量の増減・工賃単価等)や最低工賃の改正についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

兵庫県綿・スフ織物業 家内労働実態調査票(家内労働者用)

【秘】

この調査票は、令和4年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県綿・スフ織物業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和4年〇月〇日(〇)までに返送をお願いします。 兵庫県労働局

屋号氏名		性別	男・女	年齢	才	経験年数	年
住所	〒 電話番号 () -						
類型別	(1) 専業 (2) 内職 (3) 副業 (4) (年 月頃から) 仕事をしていない						

年齢は、令和4年6月1日現在の満年齢。
 経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年
 専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。
 内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計補助のため家内労働に従事する者。
 副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

「類型別」で(1)~(3)に をつけた方は下記にお答えください。

問1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

問2 仕事の原材料及び製品の運搬はだれが行っていますか。 で囲んでください。(複数回答可)

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女	才	年
	男・女	才	年
	男・女	才	年

1	あなた又は補助者
2	委託者
3	仲介者
4	その他()

問3 令和4年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者	補助者
令和4年6月中の作業日数	日	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和4年6月分)	計		円	

問4 令和4年6月の織布の内訳についてお答えください。 で囲んでください。(外注は除く、複数回答可)

1	ポプリン
2	ピンポイントオックス
3	ドビークロス
4	ジャカードクロス
5	ドビー朱子
6	その他()

問5 使用している機械の台数と織機の稼働率等を記入してください。

機械の名称		自己所有	借用
1	ワインダー	台	台
2	織機	普通	台
		レピア	台
		エアジェット	台
3	その他()	台	台
織機の平均稼働率		%	%
織機の平均購入額		万円	
織機の平均使用年数		年	

問 6 令和4年6月の1か月間に負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。(概算でけっこうです)

1	電気代	円	4	機械の償却費	円
2	油代	円	5	機械の借料	円
3	諸工具代	円	6	その他()	円
合計		円			

問 7 現行の最低工賃設定品目・規格に該当する織布について、令和4年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。

サイジング加工による場合に限りです。ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品目	規格					令和4年6月の生産数量						1メートル当りのネット・ネット工賃(円)		
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(メートル)		織機別使用台数(1日当り平均)		織機別6月生産量内訳(メートル)		織機稼働日数	織機稼働時間(1日当り平均)	最低
50ポプリン(ストライプ物)	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ポプリン(ストライプ物)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ピンポイントオックス(ストライプ物)	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ドビークロス(単丁罎ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ドビークロス(多丁罎ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	110本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ジャカードクロス(多丁罎ジャカード組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	100本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						
ドビー朱子ハンカチ(レピア柄で100パーセントカーデ、かつ、2枚どりのものに限る。)	経糸	綿100%	60番手単糸	90本	93.98cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円	
	レピア						台	メートル						
	エアジェット						台	メートル						

品目・規格に該当している場合のみ記入してください。(品目は該当しているが、規格は該当していない場合等は記入しないでください。)

問 8 下記品目・規格に該当する織布について、令和4年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。
 ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品 目	規格					令和4年6月の生産数量					1メートル当りのネット・ネット工賃(円)		
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(メートル)	織機別使用台数(1日当り平均)		織機別6月生産量内訳(メートル)	織機稼動日数	織機稼動時間(1日当り平均)	最低	最高
							普通	台				メートル	円
50ポプリン (全種類)	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円
	緯糸			76本			レピア	台	メートル				
					エアジェット		台	メートル					
ポプリン (全種類)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円
	緯糸			80本			レピア	台	メートル				
					エアジェット		台	メートル					
ピンポイントオックス (全種類)	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円
	緯糸			62本			レピア	台	メートル				
					エアジェット		台	メートル					
ドビークロス (ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円
	緯糸			80本			レピア	台	メートル				
					エアジェット		台	メートル					
ドビークロス (ドビー組織)	経糸	綿100%	50番手単糸	130本	112cmから114cm	メートル	普通	台	メートル	日	時間	円	円
	緯糸			90本			レピア	台	メートル				
					エアジェット		台	メートル					

問 7の品目・規格と違う箇所は太字となっております。

問 9 最低工賃に対する意見を記入してください。
 下記のいずれかに を入れてください。
 1 最低工賃を上げてほしい。
 2 最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
 3 特に意見はない。
 4 その他()

問 10 家内労働の現状(コロナウイルスの影響、仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

補足資料目次（令和4年度） （兵庫県綿・スフ織物業）

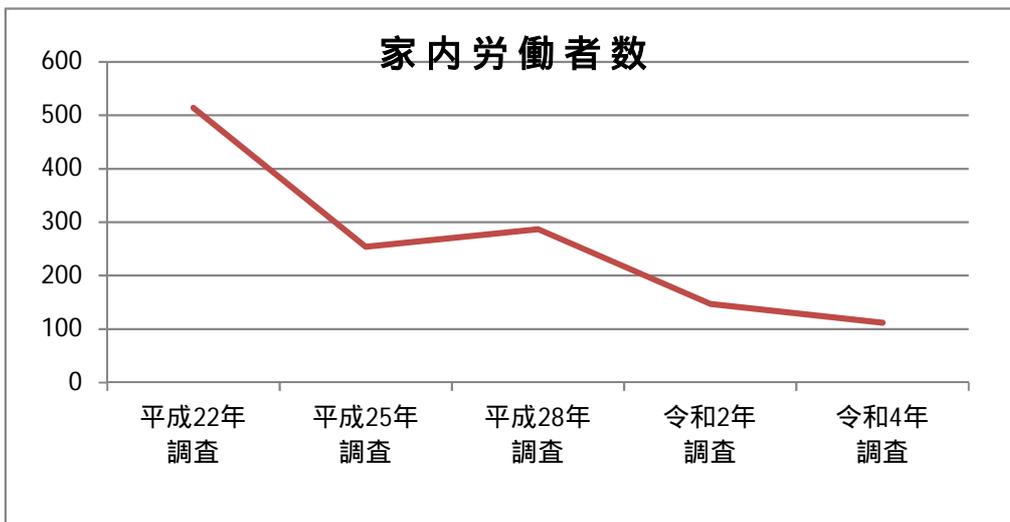
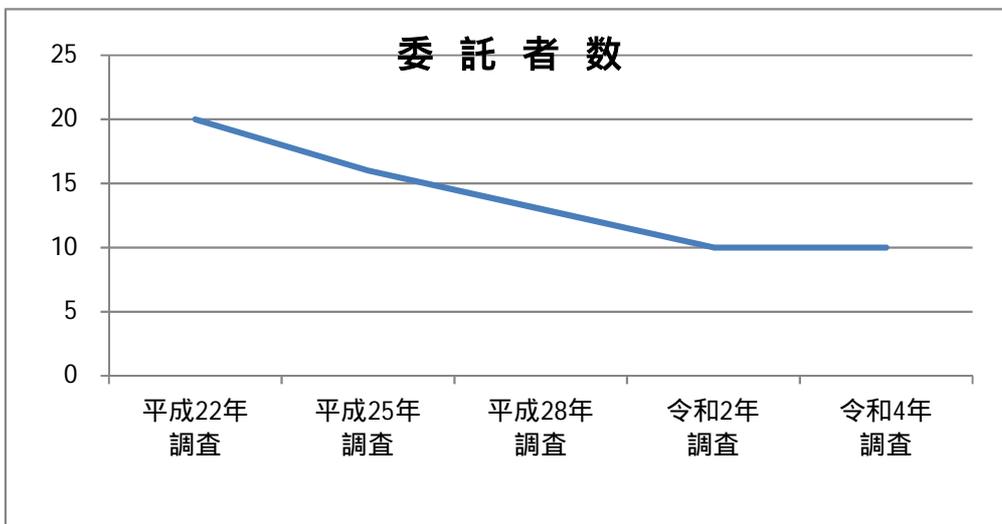
- 1 兵庫県綿・スフ織物業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用委託者数の推移
- 3 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 4 工賃平均額の推移
- 5 工賃最低額の推移

1～5は、平成22年、同25年、同28年、令和2年、同4年に実施した兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県綿・スフ織物業に係る委託者数・家内労働者数の推移

	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査
委託者数	20	16	13	10	10
家内労働者数	514	254	287	147	112

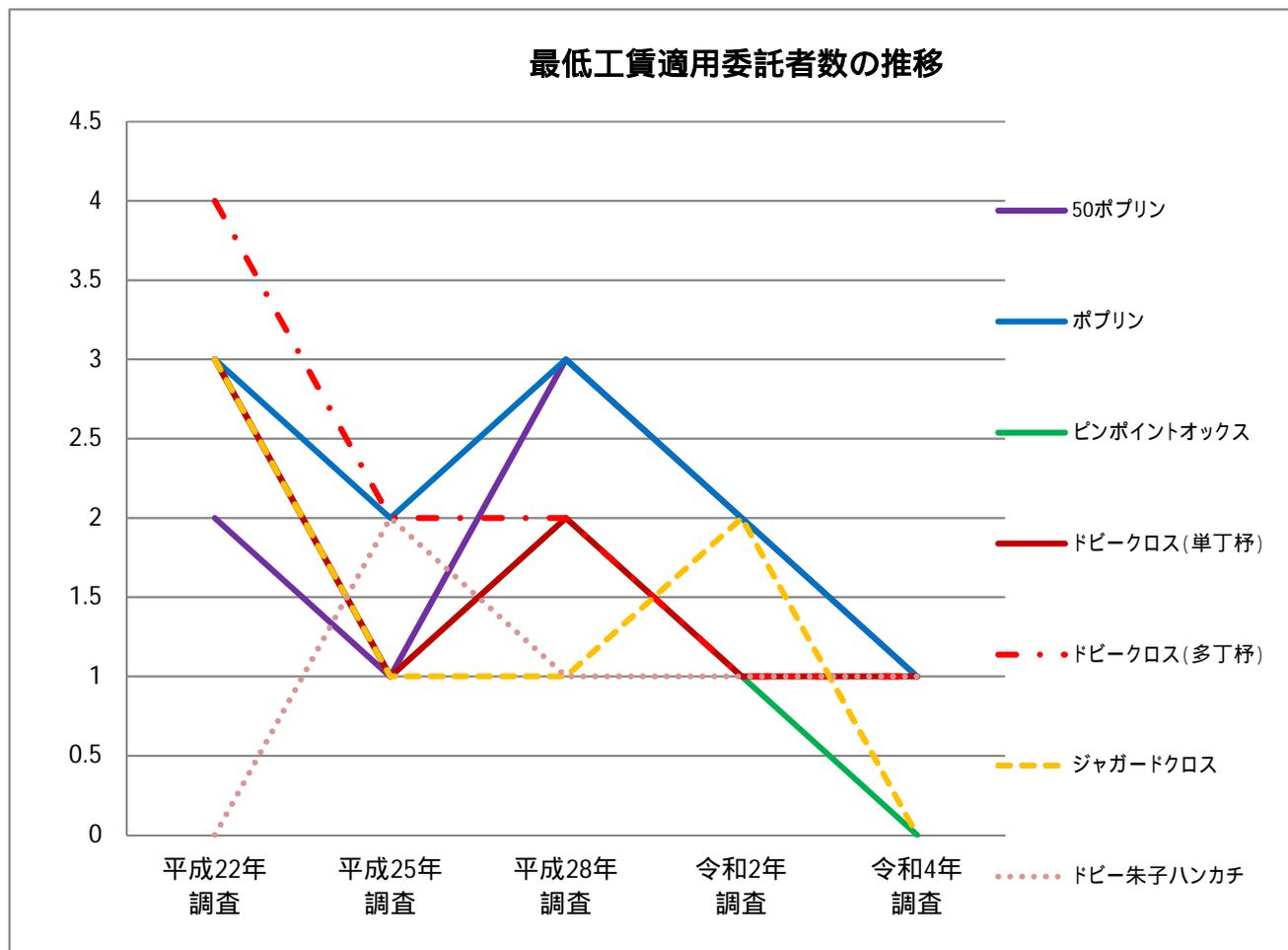
各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃適用委託者数の推移

業務	最低工賃適用委託者数				
	平成22年調査	平成25年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査
50ポプリン	2	1	3	2	1
ポプリン	3	2	3	2	1
ピンポイントオックス	3	1	2	1	0
ドビークロス(単丁杼)	3	1	2	1	1
ドビークロス(多丁杼)	4	2	2	1	1
ジャガードクロス	3	1	1	2	0
ドビー朱子ハンカチ	0	2	1	1	1

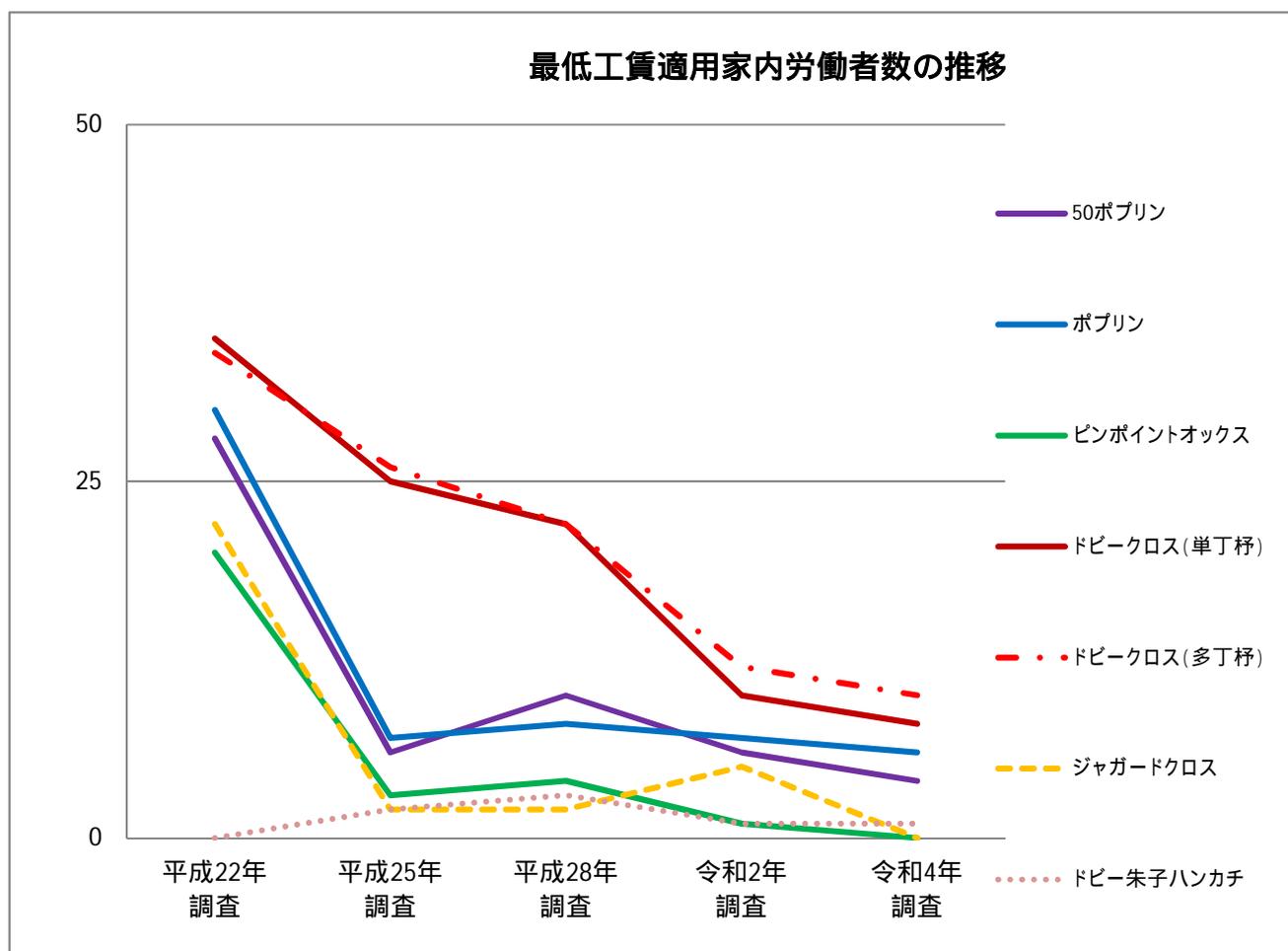
委託者調査による。



3 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	最低工賃適用家内労働者数(人)				
	平成22年調査	平成25年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査
50ポプリン	28	6	10	6	4
ポプリン	30	7	8	7	6
ピンポイントオックス	20	3	4	1	0
ドビークロス(単丁杼)	35	25	22	10	8
ドビークロス(多丁杼)	34	26	22	12	10
ジャガードクロス	22	2	2	5	0
ドビー朱子ハンカチ	0	2	3	1	1

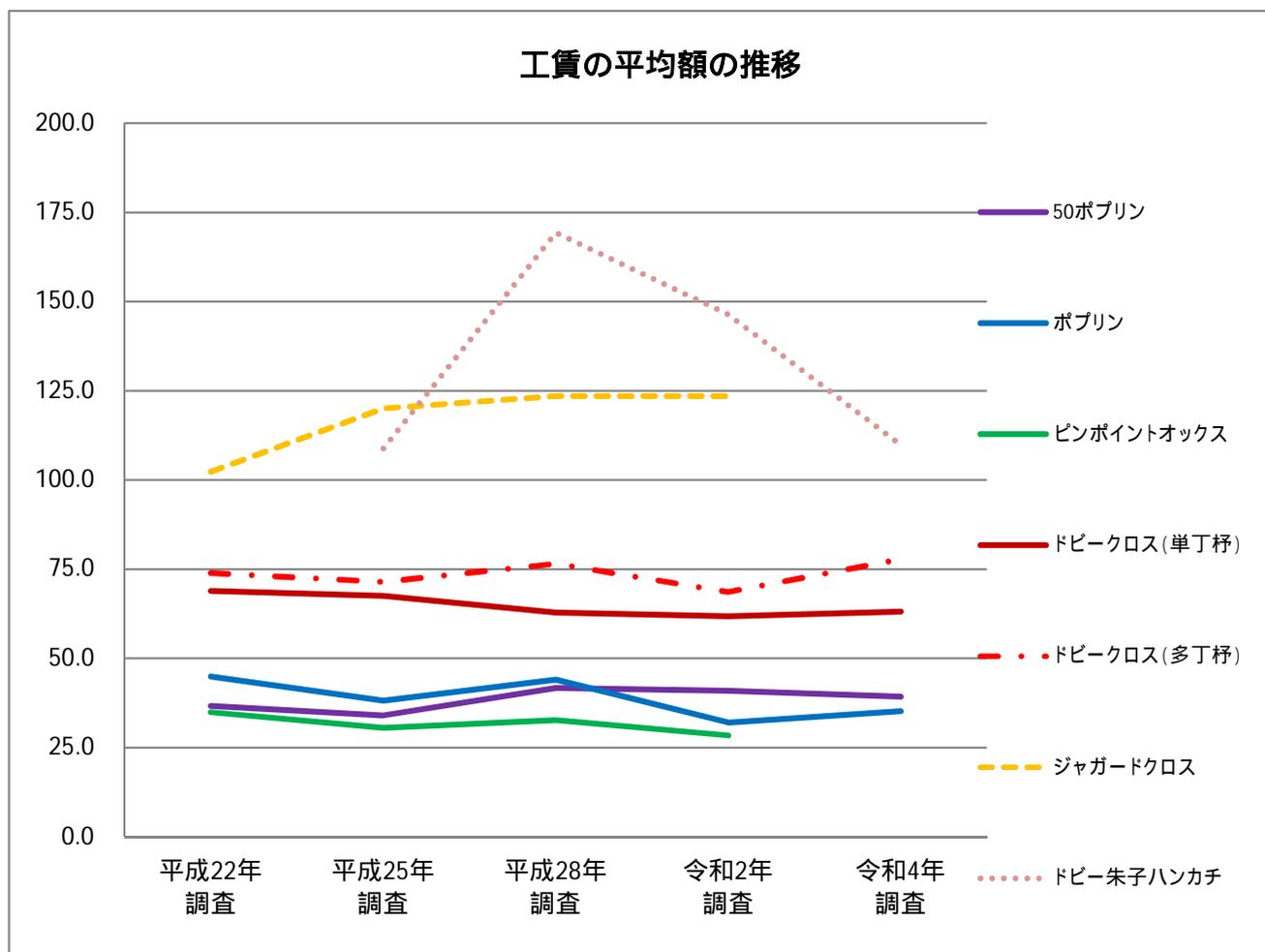
委託者調査による。



4 工賃平均額の推移

業務	工賃の平均額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	
50ポプリン	36.7	34.0	41.7	40.9	39.3	40
ポプリン	44.9	38.1	44.0	32.0	35.2	37
ピンポイントオックス	34.9	30.5	32.7	28.4		27
ドビークロス(単丁杼)	68.9	67.5	62.8	61.8	63.1	65
ドビークロス(多丁杼)	73.9	71.4	76.5	68.6	77.8	80
ジャガードクロス	102.3	120.0	123.5	123.5		100
ドビー朱子ハンカチ		108.8	169.3	146.4	109.8	105

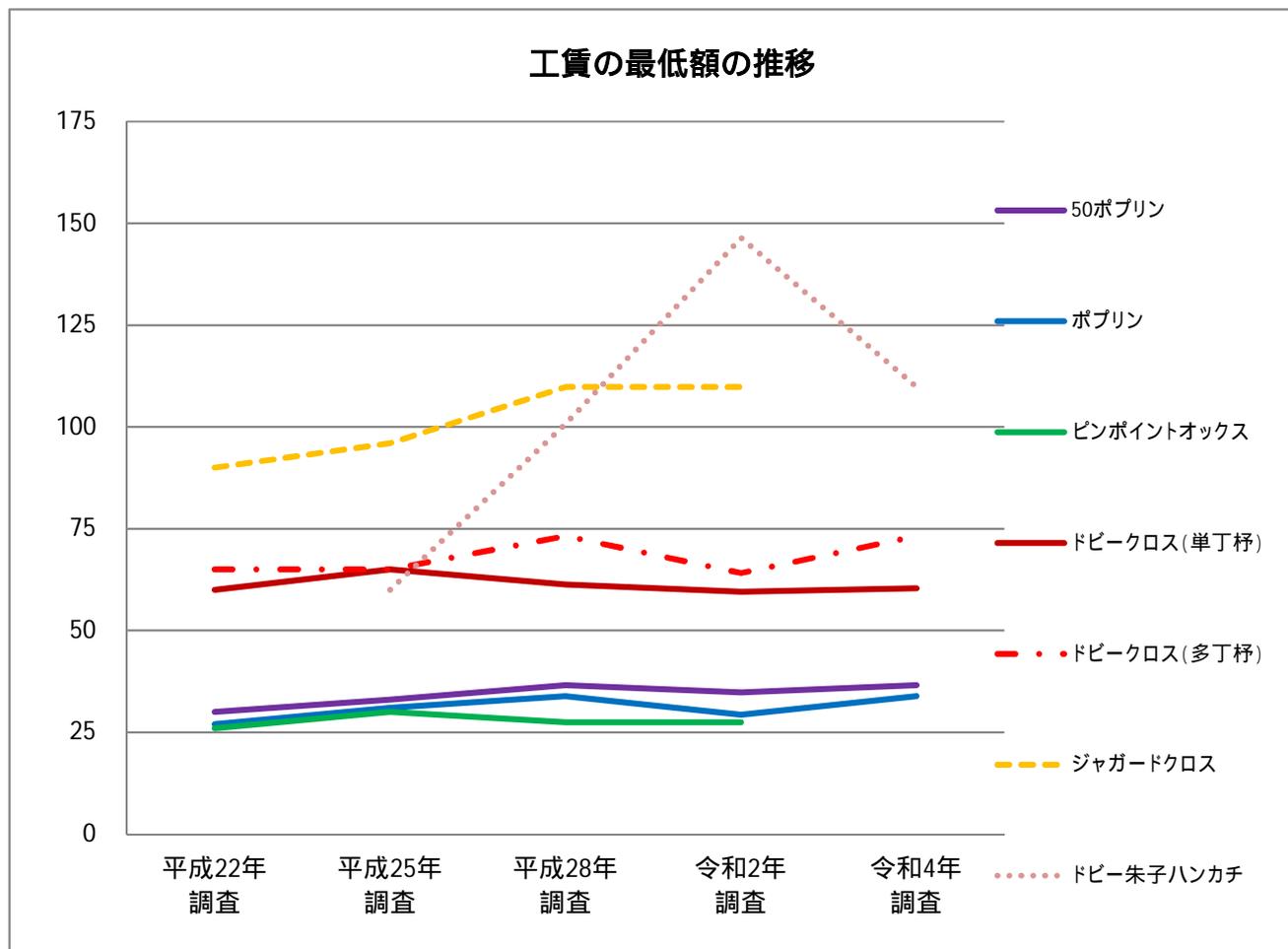
委託者調査による。



5 工賃最低額の推移

業務	工賃の最低額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	
50ポプリン	30	33	37	34.8	36.6	40
ポプリン	27	31	34	29.3	33.9	37
ピンポイントオックス	26	30	28	27.5		27
ドビークロス(単丁杼)	60	65	61	59.5	60.4	65
ドビークロス(多丁杼)	65	65	73	64.1	73.2	80
ジャガードクロス	90	96	110	109.8		100
ドビー朱子ハンカチ		60	101	146.4	109.8	105

委託者調査による。



兵庫県の最低工賃

最低工賃とは、家内労働者（内職者）に支払う工賃の最低額を決めるものです。兵庫労働局では、5件の最低工賃を定めています。

最低工賃が決まっている仕事を委託している場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

目 次

兵庫県釣針製造業最低工賃・・・・・・・・・・	1
兵庫県電気機械器具製造業最低工賃・・・・・・・・・・	2
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃 ・・・・・・・・	3
兵庫県綿・スフ織物業最低工賃 ・・・・・・・・・・	4
兵庫県靴下製造業最低工賃 ・・・・・・・・・・	5

（注）最低工賃は年度途中で改正されることがありますので、ホームページ等でお確かめ下さい。

兵庫労働局

〔ホームページアドレス〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準部賃金室 ☎078-367-9154

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本鉤結び	5円
仕 掛 け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6~13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

- 4 効力発生の日 平成18年3月10日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。）	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルの間によこ緯糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの	正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口以上	3.03センチメートルの間によこ緯糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	1,000円
					小幅力織機（両六丁）	1,185円
		小幅力織機（両八丁）			1,390円	
		小幅力織機（両十二丁）			1,495円	

（備考） 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成14年2月14日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54センチメートル間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	50番手単糸	144本	112センチメートルから114センチメートル	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	80番手双糸	160本	112センチメートルから114センチメートル	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	110本	112センチメートルから114センチメートル	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	100本	112センチメートルから114センチメートル	100円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセント加-で、かつ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100パーセント	60番手単糸	90本	93.98センチメートル	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。
あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 4 効力発生の日 平成11年8月11日

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシン若しくはオーバーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによる かがり		41円
オーバーミシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

4 効力発生の日 平成13年6月14日

家内労働関係法規

目 次

家内労働法	1
家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令	10
家内労働法施行規則	11
厚生労働省組織令	21
地方労働審議会令	22
兵庫地方労働審議会運営規程	25
兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程	27

家内労働法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委託

（家内労働手帳）

第3条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（委託の打ち切りの予告）

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

- 第10条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

- 第11条** 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
 - 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

- 第12条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。
- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)

(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第17条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第18条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第5章 家内労働に関する審議機関

第19条 削除

第20条 削除

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

- 2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第22条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第23条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 雑則

(援助)

第25条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第26条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第27条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かななければならない。

(報告等)

第28条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第29条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（申告）

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者

二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者

四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者

六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令

家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

家内労働法施行規則

第1章 委託

(家内労働手帳)

第1条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

2 家内労働法（以下「法」という。）第3条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期

二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日

三 工賃を支払うつどその年月日

3 委託者は、委託をするにあつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日

二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所

三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から2年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。

8 家内労働手帳は、様式第1号による。

(就業時間の適正化に関する勧告)

第2条 法第4条第2項の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第2章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み
- 三 郵便振替口座への払込み又は振替

(審議会の意見の要旨の公示)

第4条 法第9条第1項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第5条 法第9条第2項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわれなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第6条 労働政策審議会又は地方労働審議会(以下「審議会」と総称する。)は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第1項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第7条 法第11条第2項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第1号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第8条 法第12条第1項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第9条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第8条第1項又は法第10条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第15条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第15条第1項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

3 都道府県労働局長は、第1項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第8条第1項又は法第10条の規定による調査審議を求めてはならない。

4 都道府県労働局長は、第2項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第3章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第10条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供
 する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ばつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシヤー		安全装置(その性能について労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。)

(規格具備等の確認)

第11条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供
 する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第42条の厚生労働大臣が定める規格を具備して
 いることを確認しなければならない。

- 一 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- 二 手押しかな盤の刃の接触予防装置
- 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
- 四 動力により駆動されるプレス機械

第12条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第13条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、プーリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、プーリ又はフライホイールに附属する止め具のある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研まに必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。 ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

（危害防止のための書面の交付等）

第14条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

第15条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

一 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号の3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。)

二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤

三 鉛化合物(労働安全衛生法施行令 別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。)を含有する絵具又は釉薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

第16条 委託者は、満18才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

一 丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤(横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。)に木材を送給する業務

二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシヤーの刃部の調整又はそうじの業務

三 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス(以下「危険物」という。)を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの

六 鉛等(鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第1条第1号の鉛等をいう。以下同じ。)の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務

2 委託者は、満18才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第1号、第3号及び第6号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

3 満18才に満たない家内労働者又は補助者は、第1項各号の業務に従事しないように努めなければならない。

4 満18才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第1項第1号、第3号及び第6号の業務に従事しないように努めなければならない。

(家内労働者の危害防止措置)

第 17 条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第 10 条から第 13 条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(設備等の設置)

第 18 条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 2 号の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 3 号の 3 の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

(保護具等の使用)

第 19 条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク

皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品 を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

(危険物の取扱い)

第20条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第21条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第22条 法第十八条の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第4章 雑則

(届出)

第23条 委託者は、法第2条第3項の規定に該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届(様式第2号)を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

2 委託者は、毎年、4月1日現在における状況について、委託状況届(様式第2号)を同月30日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり4日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届(様式第3号)を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第24条 法第27条の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地

二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日

三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲

四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量

六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額

2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

3 第1項の帳簿は、様式第4号による。

(報告等)

第25条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第28条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には聴取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第26条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第27条 労働基準監督官が、法第30条第1項の規定に基づき収去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

一 労働安全衛生法施行令第16条第1項各号に掲げる物

二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物

2 法第30条第2項の証票は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）様式第18号による。

(申告に基づく不利益な取扱いの是正命令)

第28条 法第32条第3項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

一 不利益な取扱いの事実

二 是正すべき事項

三 是正期限

(公示事項の周知)

第29条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はその省令の規定により公示した事項について、適当な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第30条 委託者は、第1条の家内労働手帳及び第24条の帳簿を、様式第1号及び様式第4号と異なる様式を用いて作成することができる。

厚生労働省組織令

(地方労働審議会)

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって2以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)

に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代

表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月7日政令第185号)

この政令は、平成29年7月11日から施行する。

兵庫地方労働審議会運営規程

第 1 条 兵庫地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、最低工賃の決定又はその改正の決定につき、審議会令第 7 条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に調査審議を求める諮問の場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えるものとする。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第 7 条 第 2 条から第 6 条までの規定（第 2 条第 2 項を除く）は、審議会令第 6 条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」

とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

2 一 前項第一号の部会は、労働災害の防止に関する専門の事項を審議する。

二 前項第二号の部会は、家内労働に関する専門の事項（家内労働法第21条第1項の規定により最低賃金専門部会が所掌する事項を除く。）を審議する。

三 前項第三号の部会は、港湾労働に関する専門の事項を審議する。

第10条 前条に規定する部会（その部会長が委員であるものに限る）又は最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 最低賃金専門部会については、家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合には、その時点で廃止する。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低賃金専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低賃金専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則（平成13年10月1日）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月12日）

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附則（平成14年12月5日）

この規程は、平成14年12月5日から施行する。

附則（平成24年11月7日）

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附則（令和3年11月12日）

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

兵庫地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 兵庫地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び兵庫労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員」という。)のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 部会会議は、兵庫労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録および議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、兵庫地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

(附 則) この規程は、平成 14 年 2 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 2 日から施行する。